

喜多方市こども計画

令和7年度～令和11年度



未来を拓(ひら)くこどもを育むまち きたかた
～全てのこども・若者の幸せな社会を目指して～

令和7年3月
喜多方市

策定にあたって

こども達が心身ともに健康に笑顔を絶やすことなく、個性豊かな人間性を育みながら幸せな未来を描き、社会を担う人へと成長していくことは親の願いであり、社会全体の願いでもあります。また、こども達は、未来への無限の可能性を秘めた「希望の宝物」です。



本市では、平成27年3月に「喜多方市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期喜多方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て環境の整備に努めてまいりました。

しかしながら、本市のみならず全国的に人口減少や少子化の進行は留まることなく、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーの問題など、こども・若者を取り巻く問題は深刻化かつ複雑化しております。

このような状況を受けて、国においては令和5年4月に「こども基本法」を施行、令和5年12月には、こどもから若者までの支援に関する基本的方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定され、こどもに関する施策を総合的に進めているところであります。

本市におきましても、これまでの計画に定めた各種事業の評価を行い、こども・若者に関する施策を総合的に推進していくため、令和7年度を初年度とする「喜多方市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、「未来を拓（ひら）くこどもを育むまちきたかた～全てのこども・若者の幸せな社会を目指して～」を基本理念とし、次世代を担う全てのこどもが幸福な生活を送ることができる「わくわくする喜多方」を目指して、子育て支援、こども・若者支援施策を実施してまいります。

このためには、市民の皆様や教育・保育事業者、子育て関係機関と行政が一体となり地域全体で取り組んでいくことが何よりも重要であり、皆様には今後も一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査や生活実態調査等にご協力いただきました保護者の皆様、意見聴取にご協力いただきました小・中・高校生、各種関係機関や市民の皆様、そして、貴重なご意見・ご提言をいただきました「子ども・子育て会議」委員の皆様方に、心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

喜多方市長 遠藤 忠一

■■■■ 目 次 ■■■■

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 こども・子育て支援をめぐる制度等の動向	5
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く環境	7
1 統計からみる現状.....	7
2 アンケート調査からみる現状	14
3 課題のまとめ.....	27
第3章 基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 計画の基本目標	35
3 施策の体系	36
第4章 施策の推進	44
基本目標1 全てのこども・若者の権利を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ります	44
基本目標2 ライフステージに応じて一人ひとりが幸せに 生活できる環境づくりに取り組みます ..	48
基本目標3 安心して子育てできる環境づくりと家庭に 応じた支援に努めます	52
基本目標4 未来を拓く人材の育成を目指します	62
基本目標5 こども・若者が安全に暮らし活躍できる 環境づくりに取り組みます	66
数値目標一覧.....	70
第5章 子ども・子育て支援事業の環境の整備	71
1 本計画に位置付ける教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業	71
2 目標事業量の設定の考え方	72
3 教育・保育提供区域の考え方.....	73
4 見込み量及び確保方策等	73
第6章 計画の推進	89
1 計画の推進.....	89
2 計画の進捗管理	89
3 計画の見直し.....	89
資料編	90
1 喜多方市子ども・子育て会議条例.....	90
2 喜多方市子ども・子育て会議.....	92
3 策定までの経過	93
4 アンケート等からの自由意見(抜粋)	94

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

我が国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取り組みなどが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響(以下「コロナ禍」という。)は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域の繋がり希薄化、子育て家庭の孤立や子どもの居場所の減少など、こども・若者を取り巻く環境に大きな変化をもたらしています。

このような状況を踏まえて、国では令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」が施行され、全てのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。

本市においては、子ども・子育て支援、少子化対策の推進を目指し、令和2(2020)年3月に「第2期喜多方市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、保育などの子育て支援サービスの提供や、全てのこどもが健やかに成長できるためのきめ細かな支援に取り組んできました。

しかしながら、急速な少子化の進行は留まることがなく、本市においてもこどもの数は減少傾向にあり、また、こどもの貧困・児童虐待についても看過できない状況にあります。そこで国の「こども大綱」の考え方を踏まえ、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる喜多方市」を目指し「こども計画」を策定することとしました。

「喜多方市こども計画」(以下「本計画」という。)は、第2期計画を令和6(2024)年度までの計画期間としていることから、これまでの状況を踏まえて課題を整理し、令和7(2025)年度以降の本市における子ども・子育て支援施策や、若者の育成支援及びこどもの貧困対策の取り組みに関する考え方を示す計画です。

(3) 本計画とSDGs

持続可能な開発目標「SDGs(エスディージーズ)=Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット(具体目標)で構成されています。SDGsを通じて、「全てのこども・若者が幸せな生活を送ることができる喜多方市」を目指し、こども・若者支援や子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
調査・計画の策定		本計画				

(5) 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえて「心身の発達の過程にある者」をいいます。本計画の対象は、妊娠期を含めた概ね0歳から18歳までの「子ども」と「子ども」を養育する家庭、及び概ね30歳代までの「若者」とします。

制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

(6) 計画の策定体制

アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、本市の子育て支援等に係るニーズ把握のため2024(令和6年)1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた今後の子育て支援に係る意向等は「第3期子ども・子育て支援事業」推進の検討資料として活用しました。

また、こども本人の意見やニーズ、生活状況等の実態を反映した計画とするため、「小学5年生」本人及び保護者、「中学2年生」本人及び保護者、「若者」本人を対象としたアンケート調査、市内の小中高校生からの意見の募集、地域において子どもや子育てに携わる活動をしている各種団体に対しアンケート調査を実施しました。

「子ども・子育て会議による審議」

計画の策定体制としては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「合議制の機関」として「喜多方市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたりパブリックコメントを実施し、計画案に対する市民の意見を募集しました。

3 こども・子育て支援をめぐる制度等の動向

(1) こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

(2) 子ども・子育て支援法

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が平成27年4月に施行されました。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無償化とする改正があり、同年10月から施行されています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策を着実に実施するための必要な措置を講ずるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

(3) 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法(令和6年改正により令和17年3月31日まで延長)として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、国、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ(平成24年の子ども・子育て支援法の成立により任意計画に変更)、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

また、この法に基づき平成26年8月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、5年ごとに見直すこととなっており、令和元年11月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

なお、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められ、「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと」など、貧困によって生じる具体的な課題を明示するとともに、「こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」にこどもの貧困の解消に向けた政策に国等の責務を明らかにし総合的に推進するとの目的が明確化されました。

(5) 子ども・若者育成支援推進法

一人ひとりの子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指して、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和3年4月に策定された同大綱では、「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「就業」の5つの視点からの現状・課題の整理を行うとともに、5つの基本的な方針が設定されています。

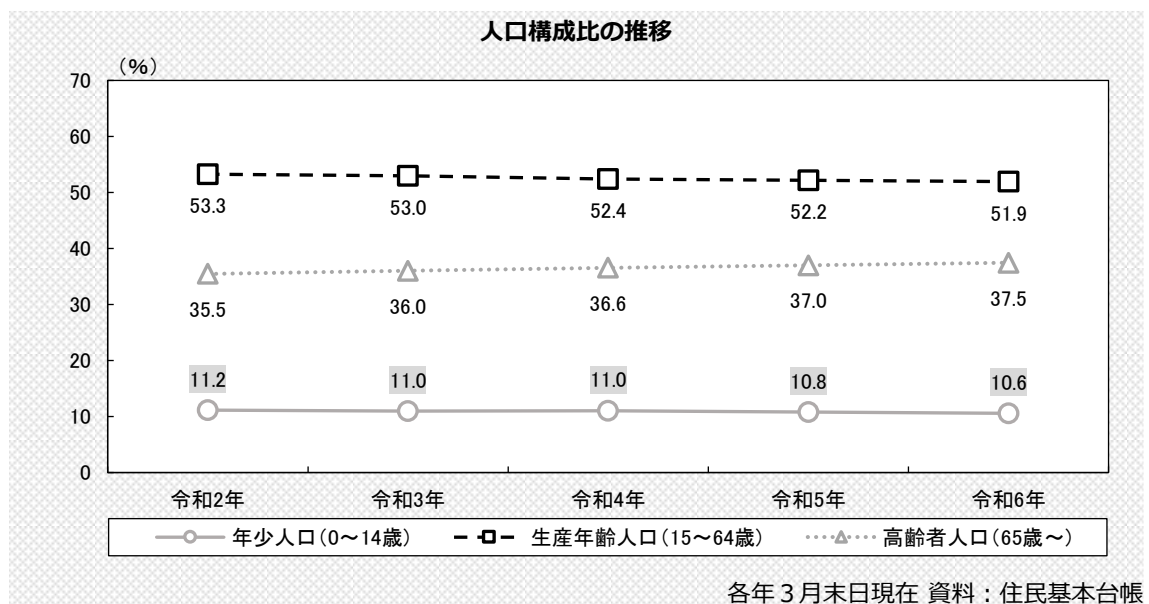
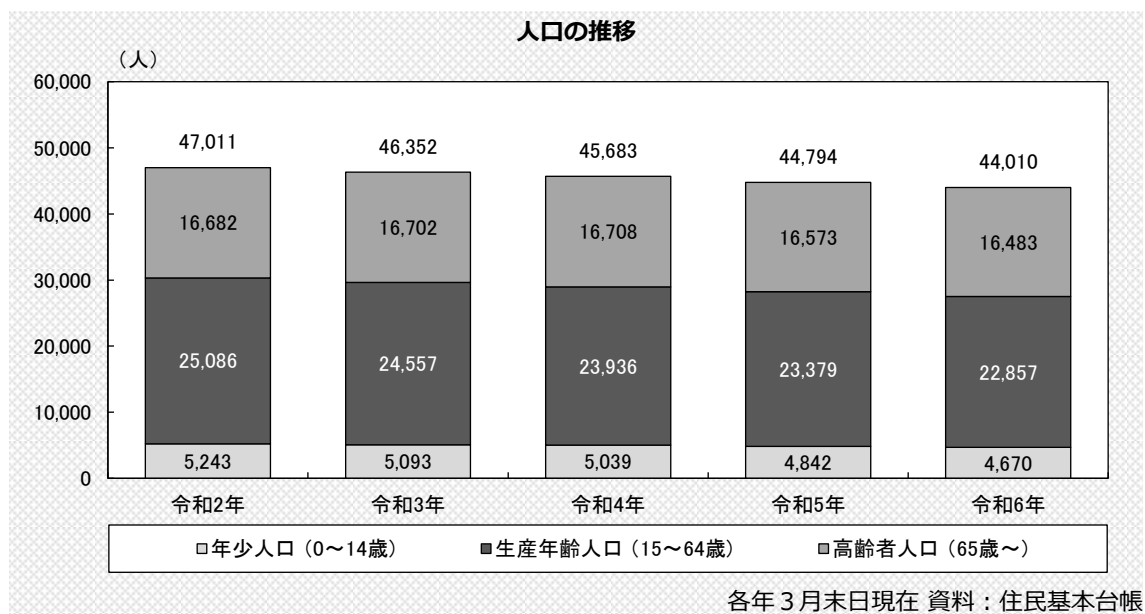
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く環境

1 統計からみる現状

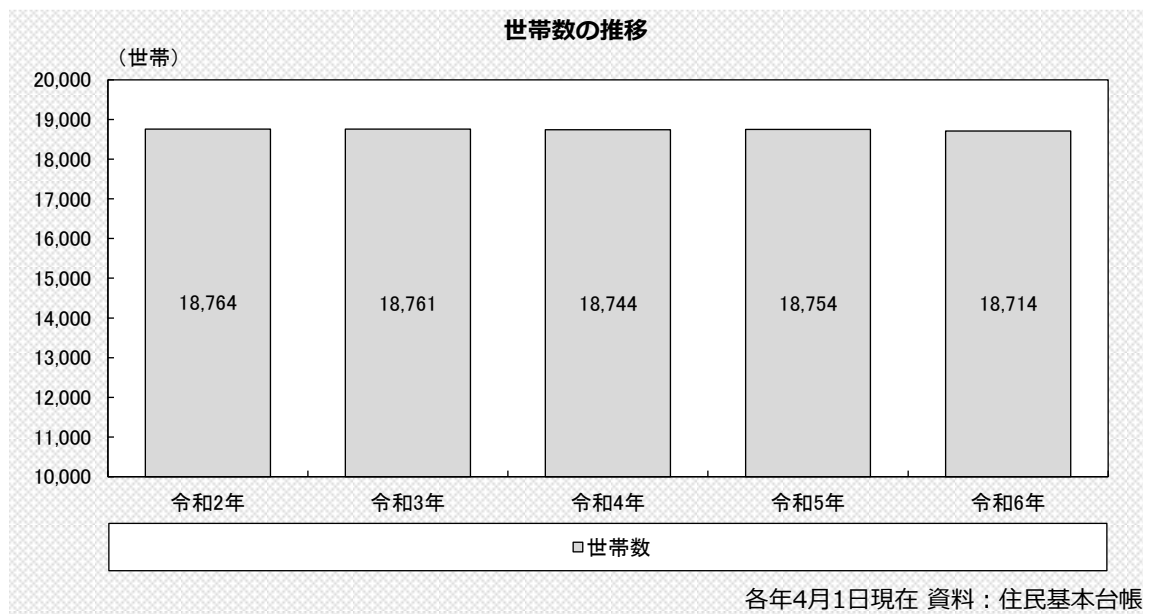
(1) 人口・世帯の状況

本市の総人口は年々減少し、令和6年3月末日現在で約44,000人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は4,670人となっており、令和2年3月末日現在から約1割減少しています。



本市の世帯数は緩やかに減少しており、令和6年4月1日現在で18,714世帯となっています。
また、18歳未満の親族のいる世帯及び6歳未満の親族のいる世帯は減少傾向にあります。



子どものいる世帯の状況

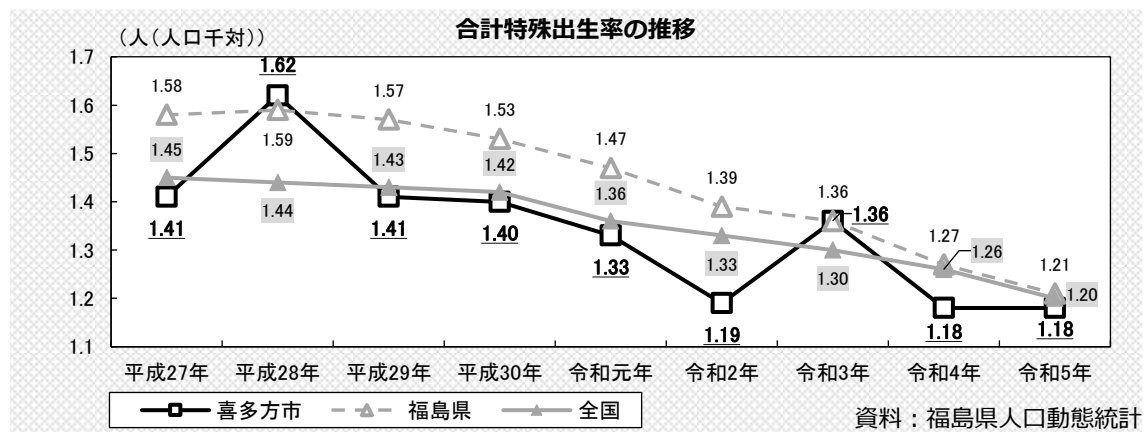
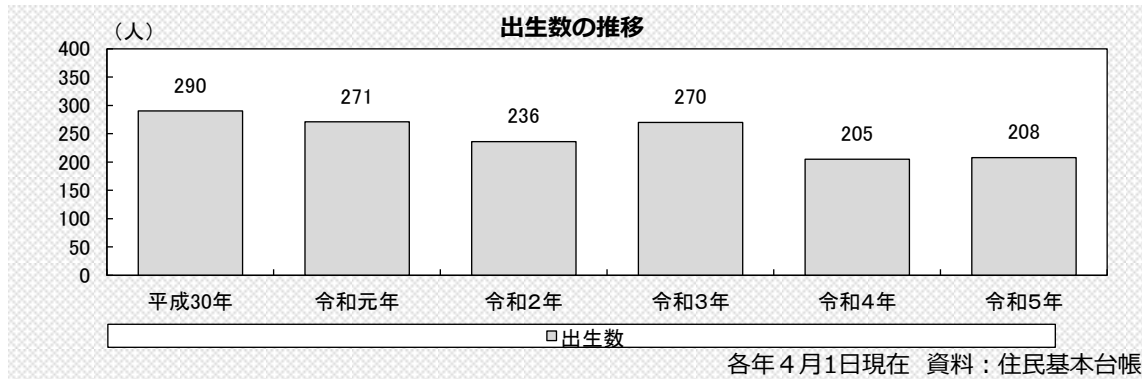
単位：人	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
18歳未満の親族のいる世帯	3,644	3,510	3,423	3,288	3,206
6歳未満の親族のいる世帯	1,432	1,347	1,285	1,216	1,147
18歳以上の者のみの世帯	15,030	15,251	15,351	15,466	15,508

各年4月1日現在 資料：住民基本台帳

(2) 出生の状況

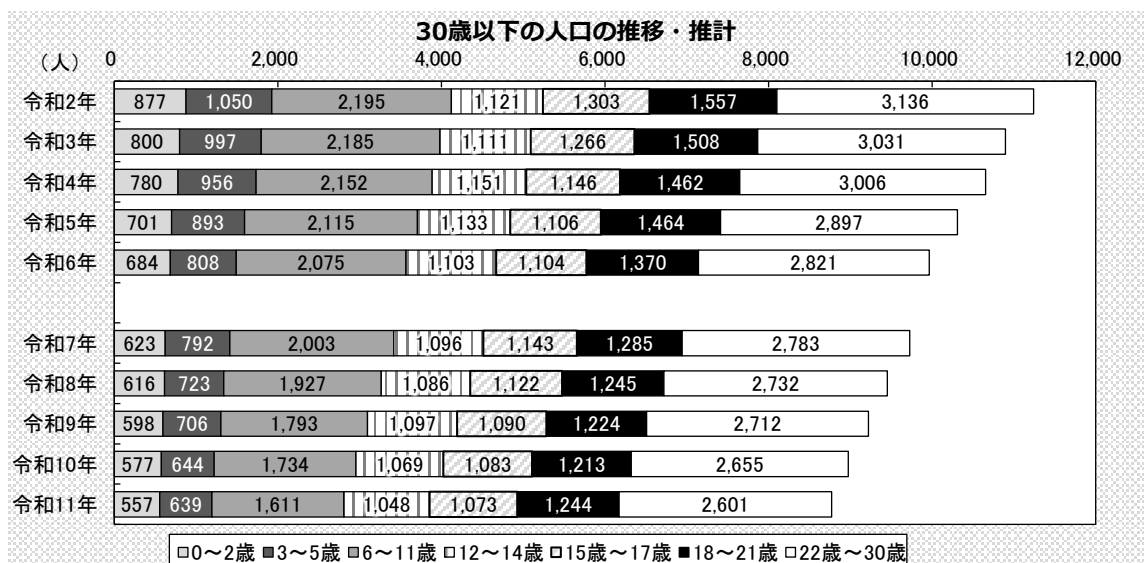
本市の出生数は概ね減少傾向にあり、令和5年に208人となっています。

合計特殊出生率についても令和3年度に上昇するものの全国・県より低い水準で推移しており、低下傾向にあります。



(3) こども・若者の数の推移・推計

本市の30歳以下のこどもの数は年々減少し、特に11歳以下では、令和11年には令和6年の約8割まで減少することが推計されます。



(4) 幼児教育・保育施設の利用状況

幼児教育・保育施設の利用者は、幼稚園・認定こども園(1号認定)、保育所等・認定こども園(2・3号認定)で、公立・私立いずれも減少傾向にあります。

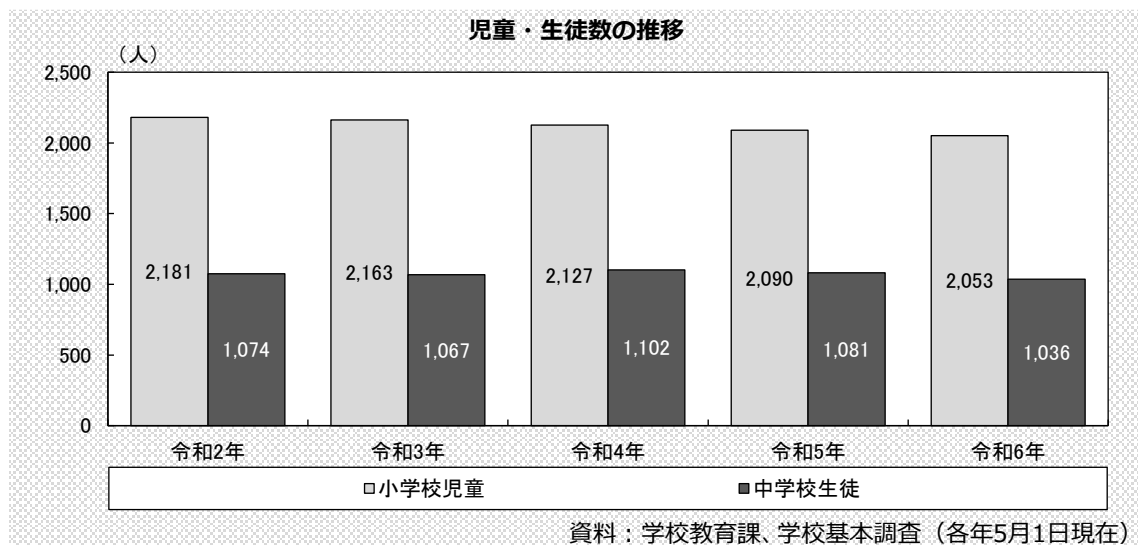
幼児教育・保育施設の利用状況

単位: 人		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園・ 認定こども園 (1号認定)	公立	112	97	93	73	60
	私立	164	131	103	77	80
保育所等・ 認定こども園 (2・3号認定)	公立	441	425	405	387	333
	私立	844	827	838	793	778

資料：こども課（各年4月1日現在）

(5) 児童・生徒数の推移

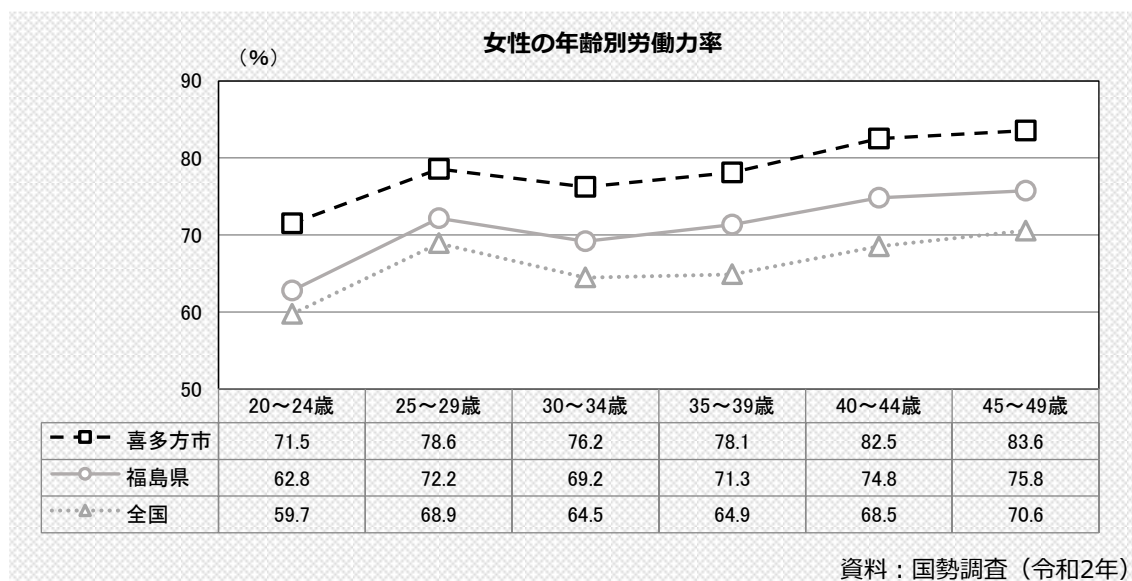
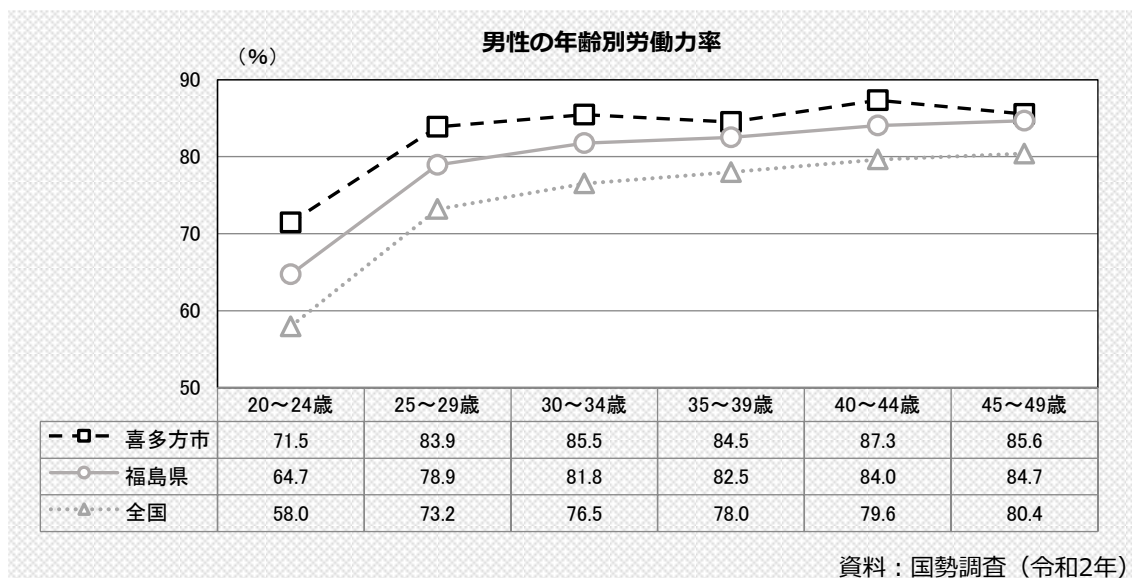
本市の児童・生徒数はいずれも微減傾向にあります。



(6) 就労の状況

本市における男性の年齢別労働力率は、25～29歳以上で8割台となっています。また、いずれの年齢も全国・福島県より高くなっています。

本市における女性の年齢別労働力率は、30～34歳でやや減少していますが、いずれの年齢も全国・福島県より高くなっています。



(7) 障がい児の就学状況

令和6年度の特別支援学級数は小学校が20学級、中学校が10学級で、令和2年度と比較すると、小学校では3学級、中学校では2学級増えています。また、小学校の特別支援学級の児童数は90人と令和2年度よりも3名増加し、中学校の特別支援学級の生徒数は47人と令和2年度よりも25人増加しています。

市内の小学校の特別支援学級の状況

単位:学級、人	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全学級数	133	135	134	133	136
特別支援学級数	17	17	19	18	20
全校児童数	2,174	2,163	2,127	2,090	2,051
特別支援学級児童数	87	79	81	87	90
知的障がい	57	57	65	69	69
情緒障がい	29	21	16	18	20
病弱	1	1	0	0	1
特別支援学級児童の構成比(%)	4.00%	3.65%	3.81%	4.16%	4.39%

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

市内の中学校の特別支援学級の状況

単位:学級、人	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全学級数	47	48	51	51	49
特別支援学級数	8	7	9	9	10
全校生徒数	1,074	1,068	1,102	1,081	1,036
特別支援学級生徒数	22	24	41	43	47
知的障がい	18	18	32	35	39
情緒障がい	4	6	8	7	7
病弱	0	0	1	1	1
特別支援学級生徒の構成比(%)	2.05%	2.25%	3.72%	3.98%	4.54%

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(8) 要保護・準要保護対象児童生徒数の状況

要保護・準要保護対象児童生徒数の状況については、微減で推移しており、令和6年度には約329人となっています。

市内の小中学校の要保護・準要保護児童生徒の状況

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
準要保護児童・生徒数	358	346	348	338	329
児童・生徒数に占める割合(%)	11.02%	10.71%	10.78%	10.66%	10.66%

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(9) 不登校児童生徒数の状況

不登校児童生徒数の状況については、小学生は令和3年度以降、20～30人台で推移しています。中学生は令和4年度、令和5年度に70人台まで増加しましたが、令和6年度には47人に減少しています。

不登校児童生徒数の状況

単位：人、%		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生	児童数	2,174	2,163	2,127	2,090	2,051
	不登校	9	21	27	38	27
	不登校児童の割合(%)	0.4%	1.0%	1.3%	1.8%	1.3%
中学生	生徒数	1,074	1,068	1,102	1,081	1,036
	不登校	32	43	78	71	47
	不登校生徒の割合(%)	3.0%	4.0%	7.1%	6.6%	4.5%

資料：学校教育課（各年度9月1日現在）

(10) 生活保護の状況

生活保護受給世帯数は横ばいで、300台で推移しています。そのうち18歳未満の属する世帯数についても横ばいで推移しています。

市内の生活保護の受給の状況

単位：世帯、人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護受給世帯数	362	357	343	334	342
生活保護受給者数	429	414	398	387	398
うち18歳未満の者が属する世帯数	16	14	12	13	17

資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）

(11) 児童虐待の状況

児童虐待登録件数は令和5年度まで40～60人台で推移しています。内訳として、身体的、心理的虐待の件数が多くなっています。

児童虐待登録件数の種別の状況

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的	23	24	26	26	9
性的	0	0	0	4	0
心理的	13	24	32	31	9
ネグレクト	9	9	7	3	1
合計	45	57	65	64	19

資料：社会福祉課（各年度末の登録状況）

※令和6年度は5月1日現在の登録数

2 アンケート調査からみる現状

(1) 調査の実施概要

調査	調査期間	調査対象者	調査方法	配布数	回収数	回収率
子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	令和6年 1月	市内在住の就学前 児童の保護者	郵送配布・郵送回収に よる本人記入方式及び インターネット回答	1,279件	598件	46.8%
		市内在住の小学生 の保護者		1,051件	552件	52.5%
子どもの生活に 関する実態調査	令和6年 8月	市内在住の小学5年生、 中学2年生	郵送配布・郵送回収に よる本人記入方式及び インターネット回答	723件	275件	38.0%
		市内在住の小学5年生、 中学2年生の保護者		723件	268件	37.1%
子ども・若者の 生活や意識に 関する調査	令和6年 8月	市内在住の高校生 世代～34歳の方	郵送配布・郵送回収に よる本人記入方式及び インターネット回答	1,000件	285件	28.5%

■アンケートの有意性について

アンケート調査では、母集団から無作為に抽出した標本データを元に、調査対象の全体を推計するため、得られた回答に誤差が生じる可能性があります。その誤差は「標本誤差」と呼ばれており、通常のアンケート調査の場合は、概ね5～6%未満が望ましいとされています。

今回の3項目、計5種類のアンケート調査については、算定の結果、標本誤差はいずれも6%未満に収まるため、有効性があるとして分析に用いました。

■調査結果の見方

- ◇ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇ 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇ 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇ 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

① 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「フルタイムで就労」が6割台で最も高くなっており、「パート・アルバイト等で就労」が2割台となっています。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が4割台で最も高くなっており、「フルタイムへの転換希望」が2割～3割台となっています。

母親の就労状況

	就学前児童保護者 n=598	小学生保護者 n=552
フルタイムで就労	66.4	64.5
パート・アルバイト等で就労	20.5	22.9
現在就労していない・就労したことない	12.2	8.1
不明・無回答	0.8	4.5

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

	就学前児童保護者 n=123	小学生保護者 n=126
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	12.2	6.3
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	29.3	22.2
パート・アルバイト等で就労を続けることを希望	43.1	48.4
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	2.4	2.4
不明・無回答	13.0	20.6

現在就労していない母親の就労意向

	就学前児童保護者 n=73	小学生保護者 n=45
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	20.5	35.6
1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい	31.5	24.4
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	38.4	33.3
不明・無回答	9.6	6.7

② 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望【就学前児童保護者】

平日「定期的に」利用している事業についてみると、「認可保育所」が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。

「定期的に」利用したいと考える事業についてみると、「認定こども園」が最も高く、次いで「認可保育所」、「幼稚園」となっています。利用状況と利用希望を比較すると、「認定こども園」「幼稚園」「ファミリー・サポート・センター」は、利用希望が10ポイント以上高くなっています。

定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

	利用状況 n=500	利用希望 n=598
幼稚園	10.4	23.2
幼稚園の預かり保育	3.8	16.9
認可保育所	42.0	49.3
認定こども園	39.0	54.2
小規模保育施設	6.0	9.4
家庭的保育	0.4	1.3
事業所内保育施設	0.8	4.3
自治体の認証・認定保育施設	0.6	2.2
認可外保育施設	0.6	1.5
居宅訪問型保育	0.0	3.8
ファミリー・サポート・センター	0.8	11.7
その他	1.8	1.7
不明・無回答	0.6	1.7

③ 病児・病後児保育の利用意向

子どもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験は、「あった」が76.8%となっています。また、病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が37.5%となっています。

子どもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

	就学前児童保護者 n=500
あった	76.8
なかった	16.4
不明・無回答	6.8

病児・病後児保育の利用意向

	就学前児童保護者 n=333
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	37.5
利用したいとは思わない	60.7
不明・無回答	1.8

④ 親の私用や通院、不定期の就労等による一時預かり等の利用意向

親の私用や通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要があるかについてみると、「利用したい」が31.6%となっています。

親の私用や通院、不定期の就労等による一時預かり等の利用意向

	就学前児童保護者 n=598
利用したい	31.6 
利用する必要はない	59.9 
不明・無回答	8.5 

⑤ 小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望については、「放課後児童クラブ」が就学前児童保護者では4割弱、小学生保護者は4割を超えています。

小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

	就学前児童保護者 n=129	小学生保護者 n=230
自宅	25.7 	56.5 
祖父母宅や友人・知人宅	8.2 	9.1 
習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等	15.4 	24.8 
児童館	16.4 	8.7 
放課後子ども教室	9.2 	1.7 
放課後児童クラブ（学童保育）	39.0 	43.0 
ファミリー・サポート・センター	2.0 	0.9 
その他（公民館、公園など）	2.6 	3.5 

※不明・無回答を除く

⑥ 小学校高学年のうちの放課後の過ごし方の希望

小学校高学年のうちの放課後の過ごし方の希望については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも、「自宅」が4割～6割台と最も高くなっており、「放課後児童クラブ」は2割台となっています。

小学校高学年のうちの放課後の過ごし方の希望

	就学前児童保護者 n=124	小学生保護者 n=501
自宅	43.8 	68.1 
祖父母宅や友人・知人宅	7.5 	8.3 
習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等	21.9 	26.1 
児童館	8.0 	3.8 
放課後子ども教室	6.9 	0.7 
放課後児童クラブ（学童保育）	22.4 	22.5 
ファミリー・サポート・センター	1.0 	1.3 
その他（公民館、公園など）	2.7 	3.6 

※不明・無回答を除く

⑦ 喜多方市の子育て環境の満足度

喜多方市の子育て環境の満足度は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「ふつう」との回答が最も多くありました。しかし、「やや満足」が1割台、「満足」は1割未満で、「やや不満」と「不満」を合わせた割合を下回る状況でした。

喜多方市の子育て環境の満足度

	就学前児童保護者 n=598	小学生保護者 n=552
満足	3.3 	3.8 
やや満足	16.9 	11.8 
ふつう	50.8 	53.4 
やや不満	19.9 	19.0 
不満	6.2 	9.4 
不明・無回答	2.8 	2.5 

(3) 子どもの生活に関する実態調査

① 生活困難層の状況【児童・生徒】【保護者】

「一般層」が7割強、「生活困難層」が約1割となっています。

生活困難層の状況

	児童・生徒 n=275	保護者 n=268
一般層	72.7 	78.0 
生活困難層	9.8 	10.4 
不明・無回答	17.5 	11.6 

■生活困難の定義について

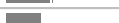
今回実施した「子どもの生活に関する実態調査」については、こどもの貧困対策にかかる調査の目的もあり、以下の定義に基づいて、こどもの生活における「生活困難層」を算出します。この算出は、所得だけでは測れない生活の質を含めた指標によって、生活困難層とその予備群にあたる周辺層の実態を把握するために行ったものです。

低所得	家計の困難	こどもの体験や所有物の欠如
保護者向け調査で回答いただいた世帯全体の収入額について、世帯人員の平方根で割って調整した所得が中央値の半分の額（貧困線）を下回る人を「低所得」として定義する。	「家計の困難」は、保護者向け調査において過去1年間に、「経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか」、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の困難」状態と定義する。	こども自身の生活困難を表す指標となる「こどもの体験や所有物の欠如」は、保護者向け調査において、過去1年間に、こどもと「海水浴に行く」などの体験をしたか、「毎月お小遣いを渡す」などのことをしているかの15項目のうち、経済的理由により「ない」と回答した項目が3つ以上該当している場合を、「こどもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。

② 自分の体や気持ちで気になること【児童・生徒】

「とくに気になることはない」が50.9%で最も高くなっており、次いで「やる気が起きない」が20.4%、「不安な気持ちになる」が14.2%となっています。

自分の体や気持ちで気になること

	児童・生徒 n=275
よく眠れない	9.5 
頭が痛くなる	12.0 
歯が痛い	1.8 
不安な気持ちになる	14.2 
物が見えにくい	2.2 
聞こえにくい	1.8 
よくおなか痛くなる	12.7 
よく風邪をひく	3.3 
よく体が痛くなる	5.8 
まわりが気になる	13.5 
やる気が起きない	20.4 
イライラする	16.0 
とくに気になることはない	50.9 
その他	2.5 
不明・無回答	2.9 

③ 悩んでいること【児童・生徒】

「いやなことや悩んでいることはない」が5割半ばで最も高く、次いで「学校や勉強のこと」が2割、「友だちのこと」が1割台となっており、一般層・生活困難層別にみても大きな差はみられません。

悩んでいること

	全体(n=275)	一般層(n=200)	生活困難層(n=27)
おうちのこと	4.4	4.0	3.7
学校や勉強のこと	20.0	20.0	22.2
クラブ活動のこと	3.3	3.5	0.0
自分のこと（外見や体型など）	9.5	10.0	7.4
自分の性別（男の子らしさ、女の子らしさ）に関すること	1.1	0.5	3.7
友だちのこと	13.1	14.0	11.1
好きな人のこと	4.7	4.5	3.7
進学・進路のこと	9.8	9.0	11.1
いやなことや悩んでいることはない	55.6	57.0	55.6
その他	3.3	3.5	0.0
不明・無回答	3.6	3.0	3.7

④ 食事を一人で食べることがあるか【児童・生徒】

「ない」が68.7%、「週に1回程度」が16.4%、「週に2～3回」が10.5%となっています。

食事を一人で食べることがあるか

	児童・生徒 n=275
ない	68.7
週に1回程度	16.4
週に2～3回	10.5
毎日	2.9
不明・無回答	1.5

⑤ 自身に対して思うこと【児童・生徒】

〈ア 自分に自信がある〉〈イ 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる〉については、「どちらかというにあてはまらない・あてはまらない」が3割台とほかの項目に比べて高くなっています。

自身に対して思うこと

児童・生徒 n=275	ア 自分に自信がある	イ 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	ウ 大人は信用できる	エ 将来のためにも今頑張りたいと思う	オ 将来働きたいと思う
あてはまる・どちらかというにあてはまる	61.1	66.9	79.3	86.2	94.1
どちらかというにあてはまらない・あてはまらない	37.8	31.7	19.3	13.1	4.4
不明・無回答	1.1	1.5	1.5	0.7	1.5

⑥ 将来の夢があるか【児童・生徒】

「ぼんやりしているが、だいたいの夢や目標を持っている」が34.5%で最も高く、次いで「はっきりとした夢や目標がある」が26.9%となっています。

将来の夢があるか

	児童・生徒 n=275
はっきりとした夢や目標がある	26.9 
ぼんやりしているが、だいたいの夢や目標を持っている	34.5 
いろいろ考えるがまだはっきりしていない	25.8 
とくに何も考えていない	11.6 
不明・無回答	1.1

⑦ 学校に対して思うこと【児童・生徒】

〈ア 学校に行くのが楽しみだ〉〈イ この学校が好きだ〉については、「非常にあてはまる・まああてはまる」が約7割となっています。また、〈ウ 学校を休みたいと思うことがよくある〉について、「非常にあてはまる・まああてはまる」が2割半ばとなっています。

学校に対して思うこと

児童・生徒 n=275	ア 学校に行くのが楽しみだ	イ この学校が好きだ	ウ 学校を休みたいと思うことがよくある	エ 学校では楽しいことがたくさんある	オ 本当は行きたいのに、家の事情で学校に行けない日がある
非常にあてはまる・まああてはまる	69.9 	69.4 	26.5 	78.5 	2.2
あまりあてはまらない・まったくあてはまらない	11.0 	8.0 	51.6 	7.6 	92.7 
どちらともいえない 不明・無回答	19.2 	22.6 	21.9 	13.8 	5.1 

⑧ 家族のことなどで、困っていることや心配なこと【児童・生徒】

「とくにない」が72.4%で最も高く、次いで「きょうだいとの仲が良くない」、「家の中が散らかっている」が7.6%、「親が自分の気持ちをわかってくれない」が7.3%となっています。

家族のことなどで、困っていることや心配なこと

	児童・生徒 n=275
家族の団らんや会話が少ない	2.5
親が自分の気持ちをわかってくれない	7.3
きょうだいとの仲が良くない	7.6
病気の人やお年寄としよりの世話が大変	1.1
着る服がない	0.7
家にお金がない（少ない）	3.3
家の中が散らかっている	7.6
親との仲が良くない	0.7
親が厳しい	4.4
親同士の仲が良くない	3.6
家で落ち着いて勉強できない	5.5
食べるごはんがないときがある	0.4
家事やきょうだいの面倒が大変	2.5
とくにない	72.4
その他	0.4
不明・無回答	3.6

⑨ 子育てをするうえで不安に感じていることや悩んでいること【保護者】

「子どもの進学、受験」が4割台で最も高く、次いで「子どもの将来の就職」、「子どもの教育費」がそれぞれ3割台となっています。

また、生活困難層では、「子どもが勉強しない、または成績が悪い」が一般層に比べて約10ポイント高くなっています。

子育てをするうえで不安に感じていることや悩んでいること

	全体(n=268)	一般層(n=209)	生活困難層(n=28)
子どもに対するしつけ	25.4	28.2	14.3
生活習慣（あいさつ、規則正しい生活など）	20.5	21.1	28.6
子どもが勉強しない、または成績が悪い	31.3	31.6	42.9
子どもの進学、受験	45.5	47.8	42.9
子どもの将来の就職	36.6	37.3	32.1
子どもの友人関係	26.1	28.7	14.3
子どもの教育費	31.7	31.6	35.7
子どもの身体の発育や病気、健康状態	16.4	17.2	17.9
子どもの性（LGBTQ）に関すること	2.2	1.9	3.6
子どもの非行や問題行動	3.7	3.3	7.1
子どもに十分な食事や栄養を与えることができない	0.7	1.0	0.0
家族が子育てにあまり協力してくれない	2.2	2.4	3.6
家族と子育てのことで意見が合わない	7.8	8.1	10.7
子どものことで、相談する相手がいない	1.1	0.5	3.6
特に悩みはない	16.0	16.7	10.7
その他	2.2	1.9	0.0
不明・無回答	4.5	2.9	3.6

⑩ 子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援【保護者】

「保育や学校費用の軽減」が約6割台で最も高く、次いで「子どもの医療費助成」、「奨学金制度の充実」がそれぞれ4割台、3割台となっています。

また、生活困難層では、「放課後などの学習支援」「奨学金制度の充実」が一般層に比べて10ポイント以上高くなっています。

子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援

	全体(n=268)	一般層(n=209)	生活困難層(n=28)
保育や学校費用の軽減	58.6	60.3	60.7
放課後などの学習支援	30.6	28.7	46.4
塾や習い事費用などの貸し付けや助成	25.0	25.4	28.6
奨学金制度の充実	36.6	35.4	53.6
放課後や保育園などの後の子どもの居場所づくり	24.3	23.4	25.0
子どもの医療費助成	45.9	47.8	39.3
塾や習い事などへの子どもの送迎支援	20.9	22.0	14.3
病児・病後児の子どもの預かり	12.3	12.4	10.7
一時的に必要な資金を借りられる支援	11.2	12.0	7.1
総合的・継続的に相談できる窓口	16.8	15.8	25.0
子育て支援などに関する情報サイト	11.9	11.0	21.4
保護者に対するより有利な資格取得のための支援	11.2	11.5	17.9
子どもや親の心のケア	20.5	20.6	28.6
子育ての悩みなどを気軽に話せる親の居場所づくり	14.6	14.4	21.4
不明・無回答	6.0	3.8	10.7

(4) 子ども・若者の生活や意識に関する調査

① 居心地が良いと感じる場所

〈(a)自分の部屋〉〈(b)家庭(実家や親族の家を含む)〉では、「そう思う・どちらかといえばそう思う」が6割台となっています。一方、〈(c)学校(卒業した学校を含む)〉〈(d)職場(過去の職場を含む)〉では、「どちらかといえばそう思わない・そう思わない」が3～4割台となっています。

居心地が良いと感じる場所

n=285	(a) 自分の部屋	(b) 家庭(実家や親族の家を含む)	(c) 学校(卒業した学校を含む)	(d) 職場(過去の職場を含む)	(e) 地域(現在住んでいる場所やそこにある施設など)	(f) インターネット(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)
そう思う・どちらかといえばそう思う	60.4	65.6	39.3	32.3	54.1	54.0
どちらかといえばそう思わない・そう思わない	33.0	24.6	35.8	42.1	24.9	25.9
あてはまるものはない、わからない 不明・無回答	6.7	9.8	24.9	25.6	21.1	20.0

② 地域の活動や行事への参加状況

「ときどき参加している」が47.4%と最も高く、次いで「全く参加していない」が46.3%となっており、「よく参加している」が6.3%となっています。

地域の活動や行事への参加状況

	n=285
よく参加している	6.3
ときどき参加している	47.4
全く参加していない	46.3
不明・無回答	0.0

③ 自分の将来について明るい希望を持っているか

「希望がある」「どちらかといえば希望がある」を合わせた割合が7割を超えています。一方で、「どちらかといえば希望がない」「希望がない」を合わせた割合が2割半ばとなっています。

自分の将来について明るい希望を持っているか

	n=285
希望がある	28.4
どちらかといえば希望がある	43.2
どちらかといえば希望がない	17.5
希望がない	9.8
不明・無回答	1.1

④ 円滑に日常生活を送れなかった経験の有無

「今までに経験があった（また、現在ある）」が26.7%で最も高く、次いで「どちらかといえばあった（ある）」が26.3%、「なかった（ない）」が21.4%となっています。

円滑に日常生活を送れなかった経験の有無

	n=285
今までに経験があった（または、現在ある）	26.7 
どちらかといえばあった（ある）	26.3 
どちらかといえばなかった（ない）	18.6 
なかった（ない）	21.4 
わからない、答えられない	5.3 
不明・無回答	1.8 

⑤ 喜多方市が好きか

「どちらかといえば好きである」が42.5%、次いで「好きである」が36.1%、「わからない」が9.5%となっています。

喜多方市が好きか

	n=285
好きである	36.1 
どちらかといえば好きである	42.5 
どちらかといえば好きでない	7.4 
好きでない	4.6 
わからない	9.5 
不明・無回答	0.0

⑥ 悩みや心配事

「お金のこと」が43.9%で最も高く、次いで「自分の将来のこと」が43.5%、「仕事のこと」が37.9%となっています。

悩みや心配事

	n=285
勉強のこと	15.4
進学のこと	13.3
就職のこと	20.4
仕事のこと	37.9
家族のこと	18.6
友人や仲間のこと	7.4
恋愛のこと	18.6
お金のこと	43.9
政治や社会のこと	13.3
性格のこと	15.1
健康のこと	20.4
自分の性別のこと	0.4
体力のこと	9.8
自分の将来のこと	43.5
特にない	14.0
その他	3.9
不明・無回答	2.5

⑦ 今後の喜多方市に必要な子ども・若者のための取り組み

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が約5割で最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」「技術習得や資格取得を支援する」が3割台となっています。

今後の喜多方市に必要な子ども・若者のための取り組み

	n=285
お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する	50.5
就職に向けた相談やサポート体制を充実させる	34.7
技術習得や資格取得を支援する	30.2
イベントやボランティアなどの自主的な活動を支援する	8.4
自由に過ごせる場を増やす	37.2
自分の意見を発表できる機会を増やす	4.9
困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する	33.3
参加したり過ごしたりできる場やイベントなどの情報を提供する	18.2
特にない	8.4
その他	10.9
不明・無回答	1.4

3 課題のまとめ

1 幼児教育・保育に関する課題

未就学児童の保育について

- 令和6年11月現在、市内には未就学児を対象とした教育・保育施設が公立・私立あわせて計30施設が所在しており、人口規模が同程度の県内の他市と比較しても施設数が多い状況です。
- 本市の女性の就労率は全国、福島県を上回る数値を示し、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(以下「ニーズ調査」。)から母親の就労状況はフルタイムで6割、パート・アルバイト等の就労でも2割台で約8割の母親が就労しています。
- 令和2年度から令和6年度までの教育・保育施設の利用実績では1号認定者は見込みを大きく下回り、令和6年度の利用者数は令和2年度の2分の1以下となっています。一方、2号・3号認定者は見込みを上回り、保育ニーズが高いことがうかがえます。
- 少子化の進行により年齢によっては定員割れを起こしている施設もある反面、保育士不足により年度途中から0歳児の待機児童が発生している状況にあります。
- 老朽化している施設もあり、修繕や維持管理費用の負担が年々増加しています。



- 支給認定区分ごとの利用見込を的確に行い、私立の各施設と調整を図りながら、市内の教育・保育施設のあり方を検討する必要があります。
- 施設の整備について計画的に進めていく必要があります。

小学生(児童)の保育及び放課後の居場所について

- 小学校の児童数が減少傾向にある一方、共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブを利用する児童の割合は増加傾向にあり、待機児童が発生している状況です。
- ニーズ調査で、「長期休業期間中に放課後児童クラブを利用したい」が4割、「放課後に自宅以外の場所で過ごさせたい」は半数以上の回答がありました。



- 放課後児童クラブの待機児童解消に向けた提供体制の充実と人材の確保に向けた具体的な方策が求められています。
- 放課後や長期休業期間中の子どもの多様な居場所の確保に努め、地域住民やボランティア、企業等とも連携した取り組みの充実が求められています。

2 子ども・子育て支援に関する課題

病児・病後児保育

- ニーズ調査の自由記述に病児保育の充実と「子どもの急病の際の預け先が欲しい」という意見が寄せられております。
- 市内の認可保育施設で病後児保育、子育てサポート・センターで軽度の病児や病後児の預かりを実施していますが、病児保育を実施できる事業所や医療機関はありません。



●子育て世帯のニーズに応じられる病児・病後児保育の体制の整備が求められています。

相談先・集いの場

- ニーズ調査や「こども・若者からの意見聴取」(以下「意見聴取」。)で、子育てや各種制度について気軽に話せる場所や情報交換ができる場所、親子ともに気軽に集える場所が欲しいとの意見が寄せられております。
- めぐらざのような屋内で遊べる施設や子ども同士が集い、コミュニティができるような場所、多世代間で交流できる施設が欲しいとの意見が寄せられております。



- 年代を問わず気軽に集える場所の提供や整備が必要です。
- 事業の実施を広く周知するための広報活動と魅力的な事業展開が必要です。
- 子育て中の保護者の交流促進のほか、子どもの心身の健康保持、増進のためにも、未就学児童から小学生まで安心して利用できる施設の充実が求められています。

情報提供体制の充実

- 本市では「きたかた子育て支援サイト」をはじめ、情報提供体制の充実を図ってきましたが、ニーズ調査の結果をみると、市の子育て支援に関するサービスや情報が十分に届いていない状況がうかがえます。



- 子育て世帯に有益な情報が届けられるよう、SNSを通じた情報発信の充実や検索しやすいホームページ作りが求められています。

経済的支援

- ニーズ調査から子育て世帯への手当等の増額や育児休暇中の保障の充実、保育料の無償化といった金銭的なサポートを求める意見が寄せられており、子育て世代の負担感の大きさがうかがえます。



- 国の施策に柔軟に対応し児童手当の拡充や妊婦支援等、ライフステージを通じた経済的支援の強化、共働き・子育てしやすい環境づくりに努める必要があります。

医療機関

- 市内には、令和6年11月現在で小児科を開設している医療機関は8箇所、婦人科は2箇所ですが産科はなく、また専門医が不足しており、子育てに対する不安要素の一つとなっているとの意見も寄せられています。



- 安心して子どもを産み育てられるような医療体制の整備が求められています。

支援を要する児童

- 近年、支援が必要な児童が増加傾向にある中、人材不足により保育所やこども園、児童クラブに保育士等が十分に配置できていない現状にあります。
- 保育の現場から、支援を要する児童への関わり方について専門的な知識を有する者との連携を求める意見が寄せられています。
- 支援を要する家庭への保健師の訪問回数は増加傾向にあります。
- 児童発達支援等の障がい児サービスにおいては、個別プランを作成する相談支援専門員や事業所がニーズに追い付かない状況となっています。
- 小中学校においては学校生活支援員を全ての学校に配置できていない状況の中、支援を必要とする児童生徒の増加により特別支援教育アドバイザーの多忙化が課題となっています。



- 支援を要する子どもたちのより良い環境づくりのために人材の確保、体制の整備が必要です。

こども家庭センターにおける切れ目のない支援の推進

- こども大綱で示すこども施策に関する基本的な方針に「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し十分に支援する」とされています。
- 妊娠期や産後に子育ての不安や困難を抱える家庭に対し早期に相談等の支援を行い、虐待の未然防止に繋げていくことが求められています。
- 母子保健事業を通じて養育困難でリスクの高い家庭を把握し、適切な支援の充実を図ることが求められています。
- ニーズ調査の自由記載に「行政の担当者と気軽に相談できる状態にあると嬉しいと思う」や子ども・子育て会議でも「ワンストップ窓口があって情報が一元化できると良い」との意見がありました。



- 本市では、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、母子保健及び児童福祉機能の連携強化により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行う体制を整備しました。今後も引き続き「気軽に相談できる窓口」づくりに努め、関係各課との連携を図り、市民の利便性の向上に努める必要があります。
- 妊娠期や産後に子育ての不安や困難を抱える家庭に対し早期に相談等の支援を行い、虐待の未然防止に繋げていく体制を継続していきます。
- 母子手帳交付時に妊婦全員との面談を行い、食生活や喫煙・飲酒等の生活習慣の把握や改善に向けた指導を行うとともに、妊婦自らが健康管理を行えるよう指導の充実を図り、産後ケア事業等の各種支援事業を積極的に利用いただけるよう、効果的な情報提供の充実にも努める必要があります。

.... 子ども家庭総合支援班で行っていること (こども家庭センター)



3 若者支援・少子化対策に関する課題

- こども大綱に、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』、『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。
- 「子ども・若者の生活や意識に関する調査」(以下「意識に関する調査」。)から、地域社会との関係について、約半数以上が地域行事に参加していない実態があり、成長するにつれ、地域との関係が希薄化する状況にあることがわかりました。
- 「意識に関する調査」での「喜多方市が好きか」との設問では「好きである」との回答が8割弱ありますが、「喜多方市に住み続けたいか」との設問では「住み続けたい」との回答が5割弱でした。
- 結婚観に関する調査では、「結婚していない」との回答のうち5割強が「結婚したい」と回答し、「子どもを持ちたいと思う」との回答は6割を超えていました。「子どもを持ちたいと思わない」との回答の主な理由は「経済的負担」が7割、「心理的・身体的負担」が6割でした。



- 地域社会との関係性を持ちつつ、若者の喜多方市への定着と子育てに対する負担感を払しょくする施策の展開と子育てしやすい・子育て世帯に優しいまちづくりを進めていく必要があります。
- 自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性の向上を推進する取り組みが必要です。特に学童期・思春期は、子どもにとって心身ともに大きく成長する時期であることから、自己肯定感や道徳性、社会性を育むことが重要です。

4 子どもの貧困対策に関する課題

- 「子どもの生活に関する実態調査」(以下「実態調査」。)から生活に困難を感じているとの回答数は児童・生徒、保護者ともに1割程度ありました。また18歳未満の子どもが所属する生活保護世帯も存在しております。生活に困難を抱えているほど、身体・精神的負担が増加し、金銭的な余裕がないことから子どもの学習機会の損失や体験機会に差が生じ、その後の人生への影響が懸念されます。



- 子どもたちが現在及び将来にわたって希望をもって暮らせるような支援の充実や、生活困難層の保護者の経験が子どもに引き継がれてしまう「貧困の連鎖」を解消するための施策が求められています。
- 子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、地域や社会全体で解決すべき課題であるという認識のもと、関係機関と連携しながら、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援また子どもの学習支援を進め、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

5 学校教育(学齢期)に関する課題

- 「実態調査」の結果では「授業をもっとわかりやすくして欲しい」との回答が2割強、「学校を休みたい」との回答も2割強あり学習に困難を感じる、学校への通学意欲が低い児童生徒が一定数いることがうかがえます。
- 学力の向上と幼児教育から小学校教育への円滑な移行が課題となっています。



- 0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ生涯にわたる学びや生活の基盤を作ることが重要視されており、架け橋期教育の充実を図る必要があります。
- 心の教育の充実や自己啓発力の育成のための「道徳教育の推進」、「不登校児童生徒への支援」、「学力の向上」について、各施策を展開し対応に努めているところであり、今後も継続していく必要があります。

6 こどもの権利に関する課題

- 「こども基本法」の基本理念及び「こども大綱」の基本的方針では、『こどもの権利の周知や認知度向上』のための施策が必要と示されています。
- 「実態調査」から、悩みはあるものの「誰にも相談しない」と回答した児童生徒が1割程度存在している状況です。本市では「こども家庭センター」において、チームでの問題解決に取り組む体制を整えています。子どもからの相談は、現在のところは寄せられていない状況です。
- 「意見聴取」では子どもが集える場所が欲しいとの意見が寄せられています。
- いじめに関する設問においては、いじめが「ある」との回答が2割程度寄せられており、「意見聴取」においてもいじめの解消を望む意見が寄せられています。



- 本市では人権擁護委員による人権相談会や小中学校を対象とした人権啓発活動である「人権の花運動」を実施していますが、こども・若者の人権が尊重され守られるためには、さらなる相談体制の充実や市全体での人権思想の普及啓発に努める必要があります。
- 子ども達が気軽に相談できる環境づくりや気軽に安心して過ごせる場所の創設が求められています。
- 教育振興基本計画による「心の教育の充実」や「生徒指導の充実」への取り組みを継続するとともに、いじめの未然防止と早期解決に向けて「いじめを生まない風土づくり」が必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

(1) 基本的な考え方

■国のこども大綱における目指す社会

こどもまんなか社会

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

■喜多方市総合計画(2017～2026)きたかた活力推進プランにおける子ども・子育て分野の目標

子育て環境の整備と切れ目のない子育て支援により、安心して子どもを産み・育てることができるまちを目指します。

■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

喜多方市の未来を拓く子どもたちのために

～安全・安心、思いやりのある、子育てにやさしいまち・くらしづくり～

(2) 喜多方市人づくりの指針「未来を拓(ひら)く喜多方人」

喜多方市では、人材の育成、青少年の健全育成などを目的とし、喜多方市人づくりの指針「未来を拓(ひら)く喜多方人」を策定しています。

この指針は、本市生まれの瓜生岩子刀自、蓮沼門三氏ら先人や藤樹学の教えを尊重するとともに、本市の置かれた風土や文化、歴史等を踏まえたもので、個性豊かな人間の創造を期待し、家庭や地域社会、学校などの関係機関が連携してその実現を目指す、次の5つの努力目標からなっています。

- ①強い心・愛敬の心など、豊かな心を持つ人になろう
- ②命の大切さを知り、心身ともに健康な人になろう
- ③郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ち、より素晴らしい地域を創造する人になろう
- ④社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- ⑤夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、特に家庭教育における親(保護者)の役割を十分に踏まえ、家族の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

この努力目標に沿い、将来の喜多方市を担う人材の育成、青少年の健全育成などを図るためには、家庭教育による親の育ちと乳幼児期の子ども・子育て支援の充実が重要です。

(3) 基本理念

本市では、「喜多方市人づくりの指針」を策定し、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援に取り組んできました。

本計画では、これまでの取り組みを継承するとともに、本市の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる喜多方市の実現を目指し、以下の基本理念を掲げます。

未来を拓(ひら)くこどもを育むまち きたかた ～全てのこども・若者の幸せな社会を目指して～

(4) これまでの喜多方市の取り組みと今後の展開

本市では、保育料を国で定める基準より低く設定し、子育て家庭への経済的負担軽減に努めるほか、官民一体となって保育環境を整え待機児童の解消に努めてきました。

また、令和4年度にオープンした本市の子育て支援のシンボル施設である、ひとづくり交流・拠点複合施設「アイデミきたかた」では、屋内子どもの遊び場「めぐらざ」をはじめ、2つの子育て交流支援施設、地域医療人材育成等の機能を有し、本市のみならず多くの方の交流拠点として、安心して子どもを産み・育て、暮らし続けることができるまちづくりを推進しているところです。

さらに、令和6年4月に市役所社会福祉課内に開設した「こども家庭センター」では、妊娠期から青年期までのこどもや子育て当事者の総合相談窓口として多種多様な切れ目のない支援を実施しており、なかでも「ペアレント・トレーニング事業」は、親育ち・親子関係の改善につながる先駆的な取り組みとして、本市を発信拠点に会津地域が一体となった広域的な支援体制の構築を目指しています。

加えて、レジリエンス教育推進事業や人づくりの指針推進事業により逆境や困難に負けない力を備えた未来を拓(ひら)く喜多方人の育成に努めています。

今後もこのような喜多方市独自の取り組みを継続し、さらなる展開を推進してまいります。



ひとづくり交流・拠点複合施設「アイデミきたかた」

2 計画の基本目標

基本目標1 全てのこども・若者の権利を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ります

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、こども・若者の権利に関する理解促進や情報発信を行い、社会全体で応援し、今とこれからの最善の利益を図ります。

また、いじめや体罰、児童虐待、性暴力など、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない成育環境をつくります。こども・若者の安全安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標2 ライフステージに応じて一人ひとりが幸せに生活できる環境づくりに取り組みます

こども・若者が良好な成育環境で健やかな成長が図れるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりと希望と意欲をもって社会で活躍できる環境づくりを推進します。

基本目標3 安心して子育てできる環境づくりと家庭に応じた支援に努めます

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに「共働き・共育て」を推進し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

また、貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状に応じたきめ細かな支援を行うほか、障がい等のあるこども・若者、ヤングケアラーを適切な支援に繋げます。

基本目標4 未来を拓く人材の育成を目指します

こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう様々な教育や体験の機会をつくります。また、若い世代が喜多方市で仕事や家庭を持つことに対して明るい希望が持てるような社会づくりを進めます。

基本目標5 こども・若者が安全に暮らし活躍できる環境づくりに取り組みます

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域と連携した交通安全対策や防犯教育に取り組みます。こども・若者の居場所や自分らしく成長し活躍できる環境づくりを進め、全てのこども・若者が個性を発揮し、互いを尊重しながら成長できる社会の実現を目指します。

3 施策の体系

基本目標に基づき、本計画では以下のように施策を展開し、こども・若者への支援を行います。

基本理念	基本目標	施策
全てのこども・若者の幸せな社会を目指して、 未来を拓(ひらく)こどもを育むまちをきたかた	1 全てのこども・若者の権利を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ります	1 こども・若者の権利の周知 2 こども・若者の社会参画・意見反映の促進 3 児童虐待防止 4 いじめ防止対策の推進 5 ヤングケアラーに対する支援
	2 ライフステージに応じて一人ひとりが幸せに生活できる環境づくりに取り組みます	1 妊娠・出産・幼児期までの切れ目のない支援 2 成年年齢期を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 3 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み
	3 安心して子育てできる環境づくりと家庭に応じた支援に努めます	1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 2 保育サービスの充実 3 子育て家庭への支援 4 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 5 障がい児支援・医療ケア児等への支援 6 こどもの貧困対策 7 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 8 ひとり親家庭への支援 9 悩みや困難を抱える子どもの支援
	4 未来を拓く人材の育成を目指します	1 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 2 家庭や地域の教育力の向上 3 架け橋期の教育の推進 4 食育の推進
	5 こども・若者が安全に暮らし活躍できる環境づくりに取り組みます	1 結婚・子育てへの社会全体での支援 2 共に協力しながら働き子育てできる社会の構築 3 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 4 快適で住みよい子育てしやすい生活環境の整備 5 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 6 こども・若者の視点に立った居場所づくり

■事業との対応

基本目標 1 全ての子ども・若者の権利を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ります

施策	各事業	再掲	担当課	掲載ページ
1 子ども・若者の権利の周知	広報紙の発行	施策 3-3	企画調整課	44
	ホームページなどによる情報発信	施策3-3	企画調整課 こども課	
	子どもの権利月間を通じた啓発		こども課	
	市民相談事業	施策 1-3、1-4、1-5、 3-9、5-5	市民生活課	
2 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進	わくわく市政ふれあいトークの開催		企画調整課	45
	市民の声（投書箱）などの設置		企画調整課	
	パブリックコメント制度による意見の反映		企画調整課	
	少年の主張		生涯学習課	
3 児童虐待防止	子ども子育て支援庁内連携会議	施策 3-5、3-9	社会福祉課	45
	要保護児童対策地域協議会の設置		社会福祉課	
	家庭児童相談員設置事業	施策 3-9	社会福祉課	
	市民相談事業【再掲】	施策 1-1、1-4、1-5、 3-9、5-5	市民生活課	
4 いじめ防止対策の推進	専門家による相談体制の強化		学校教育課	46
	スクールソーシャルワーカーの活用		学校教育課	
	スクールカウンセラーの活用		学校教育課	
	関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化		学校教育課	
	市民相談事業【再掲】	施策 1-1、1-3、1-5、 3-9、5-5	市民生活課	
5 ヤングケアラーに対する支援	ヤングケアラー支援		社会福祉課	47
	子育て世帯訪問支援事業	施策 2-1、3-3	社会福祉課	
	市民相談事業【再掲】	施策 1-1、1-3、1-4、 3-9、5-5	市民生活課	

基本目標 2 ライフステージに応じて一人ひとりが幸せに生活できる環境づくりに取り組みます

施策	各事業	再掲	担当課	掲載ページ
1 妊娠・出産・幼児期までの切れ目のない支援	子ども総合相談事業	施策 3-3、3-9、5-5	社会福祉課	48 ～ 49
	不妊治療支援事業		保健課	
	母子健康手帳の交付		社会福祉課	
	妊産婦健康診査		保健課	
	妊婦の貧血予防の取り組み		社会福祉課	
	産後ケア事業		保健課	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業及び養育支援訪問事業	施策 3-3	社会福祉課	
	親子みんな健康アプリ（電子親子手帳・予防接種スケジュールサービス）事業	施策 3-3	保健課	
	ホームスタート事業	施策 3-3	こども課	
	妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援交付金事業）	施策 3-7	社会福祉課	
	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	施策 1-5、3-3	社会福祉課	
	乳幼児健康診査等の実施	施策 3-4	保健課	
	乳幼児発達観察相談事業	施策 3-4、3-5	保健課	
	妊娠期からはじめる歯と口腔の健康づくり事業	施策 3-4	保健課	
	親子の望ましい食習慣形成	施策 3-4、4-2	保健課	
	肥満防止等の対策	施策 3-4	保健課	
	フッ化物洗口事業	施策 3-4	保健課 学校教育課 こども課	
	定期予防接種の実施	施策 3-4	保健課	
2 成年年齢期を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	「再エネ先駆けの地」理解促進事業		市民生活課	50
	社会科見学や事業所長の講和・職場体験の実施	施策 4-1	学校教育課	
	消費生活センター運営事業	施策 5-3	市民生活課	
	思春期保健講座等の実施		保健課	
3 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み	創業支援事業		商工課	51
	創業サテライト事業		商工課	
	就職支援事業（合同企業説明会）		商工課	
	オープンファクトリー		商工課	
	求職者向け企業情報検索サイト運営事業		商工課	
	雇用相談事業		商工課	
	奨学金償還支援事業	施策 3-7	商工課	
	職業訓練支援事業		商工課	

基本目標 3 安心して子育てできる環境づくりと家庭に応じた支援に努めます

施策	各事業	再掲	担当課	掲載ページ
1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第2期工事）	施策 5-6	生涯学習課 中央公民館	52 ～ 53
	ブックスタート事業	施策 4-2	図書館	
	地域学校協働活動事業	施策 4-1	生涯学習課	
	青少年ボランティア活動普及等事業		生涯学習課	
	スポーツボランティア登録事業		生涯学習課	
	生涯スポーツに対する意識の醸成	施策 4-1	学校教育課	
	eスポーツによる元気なまちづくり推進事業	施策 5-6	生涯学習課	
	社会教育施設の活用と各種講座等の開催	施策 4-2	中央公民館	
	喜多方将棋普及事業		生涯学習課	
	市美術館における展覧会・教育普及事業		文化課	
	文化財を活用した教育普及事業		文化課	
	地域ものづくり産業発展支援事業		商工課	
	公園施設長寿命化事業	施策 5-4	都市整備課	
	都市公園の整備・維持管理	施策5-4	都市整備課 塩川総合支所 産業建設課	
2 保育サービスの充実	公立こども園の管理運営事業		こども課	53
	公立こども園施設整備事業		こども課	
	私立保育所運営委託・地域型保育給付等事業		こども課	
	放課後児童健全育成事業		こども課	
	放課後児童クラブ施設整備事業		こども課	
	私立保育所等整備補助金		こども課	
	特別保育事業		こども課	
	公立こども園業務効率化（ICT）推進事業		こども課	
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	施策 3-3	こども課	
	認定こども園等指導訪問の実施	施策 4-3	学校教育課	
3 子育て家庭への支援	子ども総合相談事業【再掲】	施策 2-1、3-9、5-5	社会福祉課	54 ～ 55
	地域子育て支援拠点事業		こども課	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業及び養育支援訪問事業【再掲】	施策 2-1	社会福祉課	
	親子みんな健康アプリ（電子親子手帳・予防接種スケジュールサービス）事業【再掲】	施策 2-1	保健課	
	ホームスタート事業【再掲】	施策 2-1	こども課	
	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	施策 1-5、2-1	社会福祉課	
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【再掲】	施策 3-2	こども課	
	ファミリー・サポート事業		こども課	
	児童館等による幼児クラブ事業		こども課	
	子育て短期支援事業		社会福祉課	
	ペアレント・トレーニング事業	施策 3-9	社会福祉課	
	子育て世帯向け定住促進住宅整備事業	施策 5-4	都市整備課	
	屋内子ども遊び場「めぐらざ」運営事業	施策 5-6	こども課	
	アイデミきたかた魅力発信事業		こども課	
	広報誌の発行【再掲】	施策 1-1	企画調整課	
	ホームページなどによる情報発信【再掲】	施策 1-1	企画調整課 こども課	

施策	各事業	再掲	担当課	掲載ページ
4 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	喜多方市地域・家庭医療センターの管理運営		保健課	56
	乳幼児健康診査等の実施【再掲】	施策 2-1	保健課	
	乳幼児発達観察相談事業【再掲】	施策 2-1、3-5	保健課	
	定期予防接種の実施【再掲】	施策 2-1	保健課	
	妊娠期からはじめる歯と口腔の健康づくり事業【再掲】	施策 2-1	保健課	
	親子の望ましい食習慣形成【再掲】	施策 2-1、4-2	保健課	
	肥満防止等の対策【再掲】	施策 2-1	保健課	
	児童生徒の肥満改善の推進		学校教育課	
	フッ化物洗口事業【再掲】	施策 2-1	保健課 学校教育課 こども課	
	子どもの体力づくり・運動習慣定着推進事業		こども課	
	m（めぐ）ポイントチャレンジ実践事業		こども課	
5 障がい児支援・医療ケア児等への支援	児童発達支援事業		社会福祉課	57
	放課後デイサービス事業		社会福祉課	
	保育所等訪問支援事業		社会福祉課	
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業		社会福祉課	
	障がい者（児）相談支援事業		社会福祉課	
	障がい関係団体等の活動支援		社会福祉課	
	地域生活支援コーディネーター事業		社会福祉課	
	地域生活支援拠点等緊急時受入れ及び体験の機会・場の提供		社会福祉課	
	子ども子育て支援庁内連携会議【再掲】	施策 1-3、3-9	社会福祉課	
	乳幼児発達観察相談事業【再掲】	施策 2-1、3-4	保健課	
	特別支援教育アドバイザー配置事業	施策 4-1	学校教育課	
	学校生活支援員配置事業	施策 4-1	学校教育課	
	教育支援委員会の開催	施策 4-1	学校教育課	
6 こどもの貧困対策	就学支援事業		学校教育課	58
	生活困窮者自立支援事業		社会福祉課	
	生活保護制度の適正実施		社会福祉課	
7 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	児童手当支給事業		こども課	58 ～ 59
	子ども医療費助成事業		こども課	
	妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援交付金事業）【再掲】	施策 2-1	社会福祉課	
	乳幼児救急搬送時交通費助成事業		こども課	
	多子世帯保育料軽減事業		こども課	
	音楽祭参加費補助金		教育総務課	
	中体連等参加補助金		教育総務課	
	小中学校給食費負担軽減事業の実施		学校教育課	
	ファミリー・サポートセンター利用者助成事業		こども課	
	施設等利用給付事業		こども課 学校教育課	
	交通遺児支援事業		危機管理課	
	チャイルドシート貸出し事業		危機管理課	
	奨学資金の貸与		教育総務課	
	高校生等通学費補助金	施策 5-4	熱塩加納総合支所住民課	
	奨学金償還支援事業【再掲】	施策 2-3	商工課	
	小学校入学祝金支給事業		こども課	

施策	各事業	再掲	担当課	掲載ページ
8 ひとり親家庭への支援	児童扶養手当支給事業		こども課	60
	ひとり親家庭医療費助成事業		こども課	
	自立支援教育訓練給付金及び高等技能訓練促進費等給付金事業		こども課	
	子どもの生活・学習支援事業	施策 5-6	こども課	
	女性相談支援員設置事業		社会福祉課	
	公営住宅の管理	施策 5-4	都市整備課	
9 悩みや困難を抱えるこどもの支援	子ども子育て支援庁内連携会議【再掲】	施策 1-3、3-5	社会福祉課	60 ～ 61
	子ども総合相談事業【再掲】	施策 2-1、3-3、5-5	社会福祉課	
	家庭児童相談員設置事業【再掲】	施策 1-3	社会福祉課	
	喜多方フリースクール指導員配置事業		学校教育課	
	こころの健康に関する事業	施策 5-5	保健課	
	ペアレント・トレーニング事業【再掲】	施策 3-3	社会福祉課	
	市民相談事業【再掲】	施策 1-1、1-3、1-4、1-5、5-5	市民生活課	

基本目標 4 未来を拓く人材の育成を目指します

施策	各事業	再掲	担当課	掲載ページ
1 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	人づくりの指針推進事業	施策 4-2	生涯学習課 中央公民館	62 ～ 63
	「道徳」の授業改善		学校教育課	
	校長講話等を通した道徳教育		学校教育課	
	Q-Uを活用した学級集団作りの推進		学校教育課	
	レジリエンス教育推進事業		学校教育課 社会福祉課	
	学校教育指導委員会の開催		学校教育課	
	指導主事の訪問指導等による基礎的な資質・能力育成		学校教育課	
	全国学力調査や総合学力調査による学びの支援		学校教育課	
	イングリッシュ・サポーター配置事業		学校教育課	
	A L T（外国語指導助手）配置事業		学校教育課	
	各種研修会の実施（学力向上、生徒指導力向上）		学校教育課	
	学校司書配置事業		学校教育課	
	幼小連携研修会の開催	施策 4-3	こども課 学校教育課	
	特別支援教育アドバイザー配置事業【再掲】	施策 3-5	学校教育課	
	学校生活支援員配置事業【再掲】	施策 3-5	学校教育課	
	教育支援委員会の開催【再掲】	施策 3-5	学校教育課	
	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）事業の実施		学校教育課	
	小中学校 ICT 教育推進事業（児童生徒用タブレット）		学校教育課	
	地域学校協働活動事業【再掲】	施策 3-1	生涯学習課	
	情報モラル教育の推進		学校教育課	
	生涯スポーツに対する意識の醸成【再掲】	施策 3-1	学校教育課	
	社会科見学や事業所長の講和・職場体験等の実施【再掲】	施策 2-2	学校教育課	
	農業科実習		学校教育課	
	小中学校適正規模適正配置の検討		学校教育課	
	小学校施設改修事業・中学校施設改修事業		教育総務課	
	スクールバス運行事業・スクールバス更新事業		教育総務課	

施策	各事業	再掲	担当課	掲載 ページ
2 家庭や地域の教育力の向上	人づくりの指針推進事業【再掲】	施策 4-1	生涯学習課 中央公民館	64
	親子の望ましい食習慣形成【再掲】	施策 2-1、3-4	保健課	
	社会教育施設の活用と各種講座等の開催【再掲】	施策 3-1	中央公民館	
	ブックスタート事業【再掲】	施策 3-1	図書館	
3 架け橋期の教育の推進	架け橋期の学びをつなぐ推進モデル地区実践研究		こども課 学校教育課	64
	幼小連携研修会の開催【再掲】	施策 4-1	こども課 学校教育課	
	認定こども園等指導訪問の実施【再掲】	施策 3-2	学校教育課	
4 食育の推進	学校給食における喜多市産農産物と郷土食の提供		学校教育課	65
	「わたしが考えるサンマルちゃん献立」 「大好き喜多市の日献立」の実施		学校教育課	
	からだが喜ぶ健康給食推進事業		学校教育課	
	食育推進連携事業		保健課 こども課 学校教育課	

基本目標 5 こども・若者が安全に暮らし活躍できる環境づくりに取り組みます

施策	各事業	再掲	担当課	掲載 ページ
1 結婚・子育てへの社会全体での支援	ワーク・ライフ・バランス推進事業	施策 5-2	商工課	66
	少子化対策結婚支援事業		こども課	
	結婚新生活支援事業		こども課	
2 共に協力しながら働き子育てできる社会の構築	男女共同参画推進事例紹介		企画調整課	66
	男女共同参画関連講座の周知等		企画調整課	
	各種福祉団体等に対する支援		社会福祉課	
	民生児童委員との連携		社会福祉課	
	ワーク・ライフ・バランス推進事業【再掲】	施策 5-1	商工課	
3 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	安全で安心なまちづくり推進事業		危機管理課	67
	安全教育の実施		学校教育課	
	防犯等対策事業		危機管理課	
	交通安全対策事業		危機管理課	
	安全安心な道路施設維持管理事業		建設課 各総合支所産業建設課	
	交通安全施設整備事業		建設課 各総合支所産業建設課	
	街路灯の整備		建設課 各総合支所産業建設課	
	画像投稿システム事業		建設課 各総合支所産業建設課	
	通学路安全推進会議の開催		情報政策課 学校教育課	
	遠距離通学費援助事業		学校教育課	
	消費生活センター運営事業【再掲】	施策 2-2	市民生活課	

施策	各事業	再掲	担当課	掲載 ページ
4 快適で住みよい子育てしやすい生活環境の整備	ユニバーサルデザインの推進（公共施設、道路、公園）		公共施設を所管する課	68
	鉄道交通等への要望活動		企画調整課	
	地域公共交通会議負担金		地域振興課	
	生活交通対策事業		地域振興課	
	公園施設長寿命化事業【再掲】	施策 3-1	都市整備課	
	都市公園の整備・維持管理【再掲】	施策 3-1	都市整備課 塩川総合支所 産業建設課	
	高校生等通学費補助金【再掲】	施策 3-7	熱塩加納総合 支所住民課	
	公営住宅の管理【再掲】	施策 3-8	都市整備課	
5 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	子育て世帯向け定住促進住宅整備事業【再掲】	施策 3-3	都市整備課	69
	子ども総合相談事業【再掲】	施策 2-1、3-3、3-9	社会福祉課	
	こころの健康に関する事業【再掲】	施策 3-9	保健課	
	喜多方市ユースプレイス自立支援事業	施策 5-6	社会福祉課	
6 こども・若者の視点に立った居場所づくり	市民相談事業【再掲】	施策 1-1、1-3、1-4、 1-5、3-9	市民生活課	69
	子どもの生活・学習支援事業【再掲】	施策 3-8	こども課	
	喜多方市ユースプレイス自立支援事業【再掲】	施策 5-5	社会福祉課	
	ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第2期工事）【再掲】	施策 3-1	生涯学習課 中央公民館	
	eスポーツによる元気なまちづくり推進事業【再掲】	施策 3-1	生涯学習課	
	屋内子ども遊び場「めぐぶらざ」運営事業【再掲】	施策 3-3	こども課	

第4章 施策の推進

基本目標 1 全ての子ども・若者の権利を尊重し、 今とこれからの最善の利益を図ります

施策1-1 子ども・若者の権利の周知

方針▶▶▶

子ども・若者の権利への理解を深め、実際に尊重される社会の実現のため、多方面から包括的な啓発活動を行います。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
広報紙の発行	市民に市政や施策に関する情報等を発信するため、広報紙を発行する。	企画調整課
ホームページなどによる情報発信	市民にタイムリーな情報を発信するため、ホームページやSNSを活用するとともに、ラジオ市政番組での情報発信を行う。	企画調整課 こども課
子どもの権利月間を通じた啓発	子どもの権利月間（毎年11月）に子どもの権利に関する啓発を行う。	こども課
市民相談事業	複雑多様化する市民生活問題に対応するため、法律相談、人権相談、行政相談等を開催し、相談体制の充実に努める。	市民生活課



施策1-2 こども・若者の社会参画・意見反映の促進

方針▶▶▶

子どもたちが自らの意見を積極的に表明し、自分自身に関わる決定プロセスに参加できるように取り組むことで、子どもたちの声が社会に反映され、より良い未来を築くための基盤をつくります。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
わくわく市政ふれあいトークの開催	まちづくりへの提案など市民の意見を反映するため、市民と市長が直接対話できる機会を設ける。	企画調整課
市民の声（投書箱）などの設置	市民参画を促進し、市民の意見・意向を施策展開に反映するため、「市民の声（投書箱）」の設置や、ホームページに「市政へのご意見募集」を掲載する。	企画調整課
パブリックコメント制度による意見の反映	市民参画を促進し、市民の意見・意向を施策展開に反映するため、市民が意見を述べるための十分な期間を確保するなど制度の的確な運用を行う。	企画調整課
少年の主張	同世代の少年が周囲の人々や社会との関わりについてより深く考え、社会の一員としての自覚を持って行動するように促す契機にするとともに、少年の健全育成に対する一般の理解と関心を深めることをねらいとして、少年の主張作文コンクール・発表会を実施する。	生涯学習課

施策1-3 児童虐待防止

方針▶▶▶

専門性をもった機関が役割分担のもとで協力して、虐待の重篤度や相談者のニーズに応じた相談・支援体制の構築を図ります。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
子ども子育て支援庁内連携会議	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、関係各課が情報連携し、子育て等に関し効果的な支援策を検討する。	社会福祉課
要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童等または特定妊婦への適切な支援を行うため、地域関係機関と連携し、定例的な情報交換や個別ケース検討会議、実務者会議により協議会の機能を強化し児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努める。	社会福祉課
家庭児童相談員設置事業	児童の健全な養育や、いじめ・不登校等の問題について支援するため、家庭児童相談員を配置し、個別ケース検討会議の開催等を実施する。	社会福祉課
市民相談事業【再掲】	複雑多様化する市民生活問題に対応するため、法律相談、人権相談、行政相談等を開催し、相談体制の充実に努める。	市民生活課

施策1-4 いじめ防止対策の推進

方針▶▶▶

「こどもの権利が守られているか」という視点に立ち、関係者や周囲の大人等が、こどもの「声なき声」やこどもの変化に気づき、見守り支えることができる体制の強化、こどもが安心してSOSを発信できる環境づくりを推進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
専門家による相談体制の強化	いじめの未然防止、早期発見・解決及び重大事態発生時の適切な対応を行うため「喜多方市いじめ問題連絡協議会」を設置し、委員による相談、指導体制の充実を図る。また、定期的に協議会を開催し、情報共有を図り、組織的な支援を実施する。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの活用	児童生徒が生活の中で抱えている様々な問題の発見及び解決を図るため、児童生徒及び児童生徒が置かれた環境への働きかけや学校内外における支援チーム体制の構築を図るためにスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を図る。	学校教育課
スクールカウンセラーの活用	不登校やいじめ等の問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と児童生徒の心のケアのため、児童生徒や学校関係者、保護者への助言、援助、カウンセリング等を行うスクールカウンセラーの積極的な活用を図る。	学校教育課
関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化	不登校やいじめ等の問題行動及びハイリスク児童生徒への適切な対応を進めるため、児童相談所や養育施設等の各種機関とのケース会議を通じて連携を強化し、支援体制の充実を図る。	学校教育課
市民相談事業【再掲】	複雑多様化する市民生活問題に対応するため、法律相談、人権相談、行政相談等を開催し、相談体制の充実に努める。	市民生活課



施策1-5 ヤングケアラーに対する支援

方針▶▶▶

問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関・団体と連携し、支援に取り組めます。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
ヤングケアラー支援	当事者や関係機関への普及啓発に努め、学校等関係機関がヤングケアラーの存在を把握した際には、福祉事務所、教育委員会等でアセスメント等を行い、負担軽減に向けた支援策の構築を図る。	社会福祉課
子育て世帯訪問支援事業	家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の悩みや不安の傾聴と家事・子育て等の支援を行う。	社会福祉課
市民相談事業【再掲】	複雑多様化する市民生活問題に対応するため、法律相談、人権相談、行政相談等を開催し、相談体制の充実に努める。	市民生活課



基本目標 2 ライフステージに応じて一人ひとりが幸せに生活できる環境づくりに取り組みます

施策2-1 妊娠・出産・幼児期までの切れ目のない支援

方針▶▶▶

安全安心な妊娠・出産の環境が確保されるよう支援します。また、妊婦やその家族が抱える不安や疑問に対して、利用者にとって身近な相談先の整備や、利用しやすい事業を行うことで家庭における子育て力の向上、育児に関する問題や悩み、育児ストレスの軽減となる取り組みを行います。

また、子どもの健全育成及び保健の向上、ならびに児童福祉の増進を図るための経済的な支援を行います。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
子ども総合相談事業	安心して子育てできる環境づくりを推進するため、出産・子育てにおける総合相談窓口で様々な相談への対応を行う。	社会福祉課
不妊治療支援事業	子どもを産み育てやすい環境のより一層の充実を図るため、不妊治療及び不妊症検査を行う夫婦に対し、費用の一部を助成する。	保健課
母子健康手帳の交付	母子の健康管理、健康づくりを支援するため、妊娠届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付する。	社会福祉課
妊産婦健康診査	妊産婦の健康保持増進のため、受診勧奨及び必要な健診回数 の確保、健診費用の助成を行う。	保健課
妊婦の貧血予防の取り組み	安全・安心な妊娠を支援するため、中期の全妊婦に対し、貧血予防の保健指導を行う。	社会福祉課
産後ケア事業	産後も安心して子育てができるよう、出産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行う。	保健課
こんにちは赤ちゃん訪問事業及び養育支援訪問事業	子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や指導・助言等を行う。	社会福祉課
親子みんな健康アプリ（電子親子手帳・予防接種スケジュールサービス）事業	安心して楽しく子育てができる環境づくりを図るため、子育て記録や予防接種の管理を手助けする便利なサービスにより育児を支援する。	保健課
ホームスタート事業	子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児に対する不安や悩みのある家庭を継続的に訪問し、家事や育児を一緒に行う。	こども課
妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援交付金事業）	安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、妊娠届出時、こんにちは赤ちゃん訪問時に面談を実施し心身や環境の安定を図るほか、子育てに関する情報提供、相談のほか経済的支援を実施する。	社会福祉課

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の悩みや不安の傾聴と家事・子育て等の支援を行う。	社会福祉課
乳幼児健康診査等の実施	乳幼児の健康の保持増進、疾病等の早期発見のため、月齢に応じた健康診査を実施するとともに、保健指導を行う。	保健課
乳幼児発達観察相談事業	障がい児の早期発見、健全な発達促進のため、経過観察を要する乳幼児に対して、保健師や専門スタッフによる個別相談を実施する。	保健課
妊娠期からはじめる歯と口腔の健康づくり事業	子どものむし歯予防において、妊娠期や乳幼児期といった早い段階からの対応と対策を進めるため、妊婦歯科健康診査と2歳児歯科健康診査を実施する。	保健課
親子の望ましい食習慣形成	親として自分の食習慣を見直し、子どもを育む上で望ましい食習慣形成の意識付けを図るため、乳幼児健診時の栄養指導及び離乳食教室を実施する。	保健課
肥満防止等の対策	乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を把握するため、関係機関と連携した取り組みを実施する。	保健課
フッ化物洗口事業	むし歯予防対策を進めるため、幼児・児童に対し、「フッ化物」による集団での洗口を実施する。	保健課 学校教育課 こども課
定期予防接種の実施	伝染性の恐れがある疾病の発生、まん延の防止及び重症化を避けるため、医療機関等への委託により、予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。	保健課



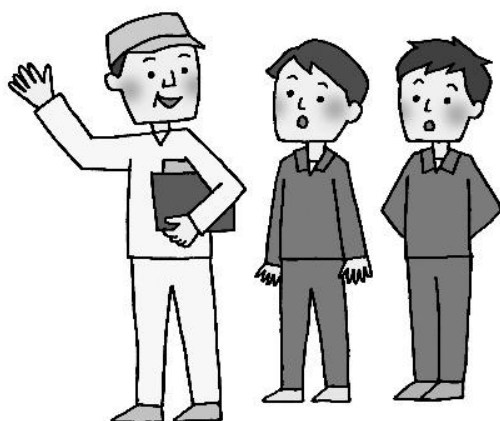
施策2-2 成年年齢期を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

方針▶▶▶

こども若者が自分の権利と責任について理解するとともに、社会や自分自身の将来と結びつけながら、主体的に判断し責任をもって行動できるよう、学齢期から必要な知識が得られる取り組みを教育機関や関係団体と連携・協働し推進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
「再エネ先駆けの地」理解促進事業	市民に対して地球温暖化の問題と再生可能エネルギーに関する理解促進を図るため、市内小中学生を対象とした再エネ学習会や、事業者を対象としたセミナー等を開催する。	市民生活課
社会科見学や事業所長の講和・職場体験の実施	児童生徒の夢や目標を持って取り組む態度を育成するため、市内の事業所等の見学（小学校）や職場体験（中学校）を実施する。	学校教育課
消費生活センター運営事業	悪質商法など消費生活におけるトラブル解決のため、消費生活相談の喜多方市、北塩原村、西会津町における広域化を推進する。また、消費者知識を身につける機会とすることを目的として、市内の高校生向け消費生活出前講座を実施する。	市民生活課
思春期保健講座等の実施	思春期に関する正しい知識の普及及び啓発を図るため、性教育教材の貸出しと医師による講話を実施する。	保健課



施策2-3 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み

方針▶▶▶

仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できるよう、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
創業支援事業	創業希望者への支援や開業後のフォローアップを充実させ、新たな活力の創出を図るため、創業者の発掘、創業希望者のサポートを市が直接実施する。	商工課
創業サテライト事業	創業希望者への支援や開業後のフォローアップを充実させ、新たな活力の創出を図るため、創業希望者の商品試験販売やマーケティング調査の実施を支援する。	商工課
就職支援事業 (合同企業説明会)	市内高校生が地元企業について理解を深めることで、職場定着と地元企業の人材確保を図るため、合同企業説明会を開催する。	商工課
オープンファクトリー	若年層の将来的な就労につなげるため、中学生・高校生とその保護者を対象に、市内ものづくり企業の工場見学やものづくり体験を行う、地域一体型オープンファクトリーを開催する。	商工課
求職者向け企業情報検索サイト運営事業	求職者の就職活動と企業の人材確保を支援するため、企業情報検索サイトを開設し、企業の魅力や業務内容等を動画で紹介する。	商工課
雇用相談事業	就労機会の創出を図るため、雇用相談、生活相談等をワンストップ化し、関係機関との調整、職業訓練支援等を行う。	商工課
奨学金償還支援事業	若年層の市外流出の抑制とＵＩＪターンの促進を図るため、喜多方市奨学資金等の貸与を受け、卒業後市内に就職・居住する方を支援する。	商工課
職業訓練支援事業	職業能力の向上を図るため、求職活動中で、就業に必要な技能等を身に付けて再就職を希望する市民を支援する。	商工課

基本目標 3 安心して子育てできる環境づくりと家庭に 応じた支援に努めます

施策3-1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

方針▶▶▶

子ども・若者が多様な経験を積むことができる機会や場所を整備し、学びと体験を通じて豊かな人間性を育むことができるように支援します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第2期工事）	あらゆる世代の多彩な学習活動の活発化と、多様な交流ができる交流拠点の創出、魅力ある新図書館の運営及び整備に努めるため、利便性の高い魅力ある図書館運営及び整備に向けた検討を行う。	生涯学習課 中央公民館
ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通して、乳幼児期から読書に親しむ機会の創出と親子の絆づくりを支援する。	図書館
地域学校協働活動事業	子どもの健全育成や教職員の負担軽減を図るため、地域と学校が連携・協働して活動を行うためのコーディネーターの配置及び部活動指援員等の派遣を行う。	生涯学習課
青少年ボランティア活動普及等事業	青少年のボランティア活動の普及・養成を推進するため、ボランティアセンターの活動を支援する。	生涯学習課
スポーツボランティア登録事業	スポーツイベントの円滑な運営と誰もがスポーツに参加できる機会を提供するため、スポーツボランティアの登録を行う。	生涯学習課
生涯スポーツに対する意識の醸成	総合的な運動能力の育成を図るため、多様な身体の動かし方を体験できる運動身体づくりプログラムを活用した授業を実施する。	学校教育課
eスポーツによる元気なまちづくり推進事業	地域住民への交流の場の提供や地域コミュニティの活性化などを図るため、eスポーツ体験交流会や市民eスポーツ交流大会を開催する。	生涯学習課
社会教育施設の活用と各種講座等の開催	ライフステージに合わせた有益な情報を市民に提供するため、社会教育施設を活用して各種講座を実施する。	中央公民館
喜多方将棋普及事業	将棋人口の拡大と文化・教育の更なる振興を図るため、「将棋まつり」、「児童クラブでの将棋体験」「将棋塾」等を開催する。	生涯学習課
市美術館における展覧会・教育普及事業	市民が気軽に文化芸術に触れる機会の充実を図るため、市美術館において、文化芸術への関心と理解を高めるための取り組みを実施する。	文化課
文化財を活用した教育普及事業	地域の歴史文化への理解・関心を深める取り組みとして、市内の豊富な歴史文化資源を活用した講座等を実施する。	文化課
地域ものづくり産業発展支援事業	学びや体験を通して、将来のものづくり産業を担う人材の育成を図るため、工場見学やものづくり交流フェアを実施する。	商工課

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
公園施設長寿命化事業	快適で住みよい生活環境の形成を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新を行う。	都市整備課
都市公園の整備・維持管理	都市公園等において、利用者が快適に利用できるよう、公園施設の修繕や樹木剪定、除草等の実施によるきめ細かな維持管理を行う。	都市整備課 塩川総合支所 産業建設課

施策3-2 保育サービスの充実

方針▶▶▶

就学前児童が等しく質の高い教育・保育を受け、小学校段階へ円滑に移行できるよう、教育・保育の充実に努めます。また保護者の多様なニーズに対応した支援事業の充実を図ります。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
公立こども園の管理運営事業	地域における子育てを充実させるため、公立こども園を運営する。	こども課
公立こども園施設整備事業	地域における子育てを充実させるため、公立こども園の施設や遊具の維持と安全な保育環境を整えるための改修や整備を行う。	こども課
私立保育所運営委託・地域型保育給付等事業	地域における子育てを充実させるため、保育所・小規模施設等の運営を委託（支援）する。	こども課
放課後児童健全育成事業	放課後留守家庭児童の健全育成と保護者の子育て支援を図るため、学校の授業終了後に生活の場を提供する。	こども課
放課後児童クラブ施設整備事業	児童の健全な育成を図るため、児童クラブ館（施設）を整備する。	こども課
私立保育所等整備補助金	保育所または小規模保育事業所の施設整備を行うため、当該施設を設置運営する事業者に対し、補助金を交付する。	こども課
特別保育事業	仕事と子育ての両立を支援するため、保育施設等で、延長保育、預かり保育、病後児保育等を実施する。	こども課
公立こども園業務効率化（ICT）推進事業	公立こども園に通う保護者の負担軽減を図るため、こども園と保護者間の連絡を行えるアプリを導入する。	こども課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労条件を問わず、保育所に通所していない0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所等において一時的な預かりを行い、子育て世帯の不安や孤立感解消を図る。（令和8年度から実施予定）	こども課
認定こども園等指導訪問の実施	小学校とこども園・保育所等の相互理解や連携強化を図るため、特別支援教育アドバイザーがこども園等を訪問し、助言指導を行う。	学校教育課

施策3-3 子育て家庭への支援

方針▶▶▶

全ての保護者にとって子育てしやすい環境づくりとして、多様な支援の展開のほか、保護者同士の交流や情報交換ができる場所の充実を図ります。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
子ども総合相談事業【再掲】	安心して子育てできる環境づくりを推進するため、出産・子育てにおける総合相談窓口で様々な相談に対応する。	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育ての不安を解消し健全な子育てを推進するため、子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談できる場所を提供する。	こども課
こんにちは赤ちゃん訪問事業及び養育支援訪問事業【再掲】	子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や指導・助言等を行う。	社会福祉課
親子みんな健康アプリ（電子親子手帳・予防接種スケジュールサービス）事業【再掲】	安心して楽しく子育てができる環境づくりを図るため、子育て記録や予防接種の管理を手助けする便利なサービスにより育児を支援する。	保健課
ホームスタート事業【再掲】	子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児に対する不安や悩みのある家庭を継続的に訪問し、家事や育児を一緒に行う。	こども課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の悩みや不安の傾聴と家事・子育て等の支援を行う。	社会福祉課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【再掲】	保護者の就労条件を問わず、保育所に通所していない0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所等において一時的な預かりを行い、子育て世帯の不安や孤立感解消を図る。（令和8年度から実施予定）	こども課
ファミリー・サポート事業	地域における子育て力向上のための取り組みを推進するため、講習を受けた提供会員が保護者に代わって子どもを預かる互助活動のサポートを行う。	こども課
児童館等による幼児クラブ事業	こども園等に入園する前の子どもの集団生活への適応と保護者の孤立防止を図るため、児童館等において、交流の場を提供する。	こども課
子育て短期支援事業	児童の保護と健全な養育のため、保護者による養育が一時的に困難となった児童に対し、一定期間施設等にて養育を行う。	社会福祉課
ペアレント・トレーニング事業	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、子育てに悩む保護者に向けて、子どもの行動分析を通して、ほめ方や伝え方、接し方を学ぶことで、親子の関係性改善を目指す精研式プログラムを実施する。	社会福祉課
子育て世帯向け定住促進住宅整備事業	転出抑制や定住促進を図るため、子育て世帯向け定住促進住宅の供給（賃貸）を行う。	都市整備課

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
屋内子ども遊び場 「めごぷらざ」 運営事業	子どもたちの運動を通じた健全な発育と親子の交流を図るため、定期的な魅力あるイベントを開催するとともに、安全・安心で快適な利用環境を提供するため、遊びの提案等を行うプレイリーダーを配置する。	こども課
アイデミきたかた 魅力発信事業	アイデミきたかたの周知と利用の促進を図るため、施設関係団体等と一体となった「アイデミDAY」を開催するとともに、施設リーフレットを市内外の観光案内所等に配布する。	こども課
広報紙の発行 【再掲】	市民に市政や施策に関する情報等を発信するため、広報紙を発行する。	企画調整課
ホームページなど による情報発信 【再掲】	市民にタイムリーな情報を発信するため、ホームページやSNSを活用するとともに、ラジオ市政番組での情報発信を行う。	企画調整課 こども課



施策3-4 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

方針▶▶▶

こども・若者の健やかな成長を支援するため、妊娠期からの健康の保持増進と疾病等の早期発見・早期治療を目指した各種健診等の実施と医療の提供、食生活や運動習慣の形成・定着に取り組みます。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
喜多方市地域・家庭医療センターの管理運営	指定管理者制度により喜多方市地域・家庭医療センターを管理・運営し家庭医による診療、訪問診療など地域医療を提供する。	保健課
乳幼児健康診査等の実施【再掲】	乳幼児の健康の保持増進、疾病等の早期発見のため、月齢に応じた健康診査を実施するとともに、保健指導を行う。	保健課
乳幼児発達観察相談事業【再掲】	障がい児の早期発見、健全な発達促進のため、経過観察を要する乳幼児に対して、保健師や専門スタッフによる個別相談を実施する。	保健課
定期予防接種の実施【再掲】	伝染性の恐れがある疾病の発生、まん延の防止及び重症化を避けるため、医療機関等への委託により、予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。	保健課
妊娠期からはじめる歯と口腔の健康づくり事業【再掲】	子どものむし歯予防において、妊娠期や乳幼児期といった早い段階からの対応と対策を進めるため、妊婦歯科健康診査と2歳児歯科健康診査を実施する。	保健課
親子の望ましい食習慣形成【再掲】	親として自分の食習慣を見直し、子どもを育む上で望ましい食習慣形成の意識付けを図るため、乳幼児健診時の栄養指導及び離乳食教室を実施する。	保健課
肥満防止等の対策【再掲】	乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を把握するため、関係機関と連携した取り組みを実施する。	保健課
児童生徒の肥満改善の推進	子どもの肥満防止、解消を図るため、保護者を含めた個別指導により、子どもの運動習慣の定着と運動量の確保に取り組む。	学校教育課
フッ化物洗口事業【再掲】	むし歯予防対策を進めるため、幼児・児童に対し、「フッ化物」による集団での洗口を実施する。	保健課 学校教育課 こども課
子どもの体力づくり・運動習慣定着推進事業	成長に合わせた遊びを通じた運動習慣の定着を図るため、めぐらざを利用する児童に定期的な体組成測定を実施する。	こども課
m（めぐ）ポイントチャレンジ実践事業	めぐらざの利用促進と食育への関心向上、加えて市内商店での消費活動の活性化を図るため、施設利用回数に応じて、協力店で利用できる商品券を交付するとともに、「子どもの健康と食に関するイベント」を開催する。	こども課

施策3-5 障がい児支援・医療ケア児等への支援

方針▶▶▶

障がいのあるこども・若者等、特別な支援が必要なこども・若者の健全な発達、身近な地域での安心した生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
児童発達支援事業	障がいのある未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。	社会福祉課
放課後デイサービス事業	就学児童・生徒を対象として、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等必要な支援を行う。	社会福祉課
保育所等訪問支援事業	障がいのある児童等に関して専門的な知識を有する支援者が、保育所や学校を訪問し、集団生活に適応するために必要な支援を行う。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	障がい福祉サービスの充実のため、軽・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入等に要する費用の一部を助成する。	社会福祉課
障がい者（児）相談支援事業	障がいのある方及びその家族が安心して日常生活を送れるよう、障がい者総合相談窓口及び相談支援事業所において相談支援体制を強化する。	社会福祉課
障がい関係団体等の活動支援	障がい者（児）の地域社会参加のため、関係組織に対する負担金を支出するとともに、障がい関係団体に係る活動を支援する。	社会福祉課
地域生活支援コーディネーター事業	障がい者（児）が安全で安心した日常生活を送ることができるよう、生活支援コーディネーターを配置し、地域の実態に即した福祉ネットワークを構築する。	社会福祉課
地域生活支援拠点等緊急時受入れ及び体験の機会・場の提供	障がい者（児）の自立に向け、緊急的な保護が必要な家庭への支援、一人暮らし体験等を実施する。	社会福祉課
子ども子育て支援庁内連携会議【再掲】	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、関係各課が情報連携し、子育て等に関し効果的な支援策を検討する。	社会福祉課
乳幼児発達観察相談事業【再掲】	障がい児の早期発見、健全な発達促進のため、経過観察を要する乳幼児に対して、保健師や専門スタッフによる個別相談を実施する。	保健課
特別支援教育アドバイザー配置事業	児童生徒を適正な就学につなぐとともに、特別支援教育の充実を図るため、教員や保護者に対して特別支援教育アドバイザーが助言等を行う。	学校教育課
学校生活支援員配置事業	個別の対応を必要とする子ども達を適切に支援し、充実した学校生活につなげるため、学校生活支援員を配置する。	学校教育課
教育支援委員会の開催	児童生徒を適正な就学につなぐとともに、特別支援教育の充実を図るため、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に係る就学等を調査審議する。	学校教育課

施策3-6 こどもの貧困対策

方針▶▶▶

困難な状況にあるこども・若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
就学支援事業	全ての子どもに均等な教育機会を確保し、経済的負担の軽減を図るため、要保護・準要保護に認定された児童生徒及び保護者に対し、学校給食費等を扶助する。	学校教育課
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の経済的に困窮した方に対して、自立の促進を図るための生活や家計管理への助言、就労支援、住居確保のための給付金を支給する。	社会福祉課
生活保護制度の適正実施	健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援するため、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う。	社会福祉課

施策3-7 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

方針▶▶▶

子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるように、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図り、子育てにおける困りごとの要因となっている、子育て費用等に対する支援の充実に努めます。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
児童手当支給事業	保護者の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給する。	こども課
子ども医療費助成事業	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、子どもの医療費を助成する。	こども課
妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援交付金事業）【再掲】	安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、妊娠届出時、こにちは赤ちゃん訪問時に面談を実施し心身や環境の安定を図るほか、子育てに関する情報提供、相談のほか経済的支援を実施する。	社会福祉課
乳幼児救急搬送時交通費助成事業	乳幼児が市外の医療機関に救急搬送された場合に、救急搬送先の医療機関から帰宅に要する交通費の一部を助成する。	こども課
多子世帯保育料軽減事業	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、県の実施する多子世帯保育料軽減事業の対象世帯に対し補助を行う。	こども課
音楽祭参加費補助金	児童が意欲を持って音楽祭に参加できる環境をつくり、保護者の経済的な負担軽減を図るため、小学校において音楽祭に参加する際の経費を補助する。	教育総務課
中体連等参加補助金	生徒が意欲を持って音楽祭や体育大会等に参加できる環境をつくり、保護者の経済的な負担軽減を図るため、中学校において大会等に参加する際の経費を補助する。	教育総務課

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
小中学校給食費負担軽減事業の実施	給食費の2分の1に相当する額を市が助成し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。	学校教育課
ファミリー・サポートセンター利用者助成事業	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、ファミリー・サポートセンターの利用料金の一部を支援する。	こども課
施設等利用給付事業	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付を行う。	こども課 学校教育課
交通遺児支援事業	交通事故被害者の救済を図るため、交通遺児激励金の支給を行う。	危機管理課
チャイルドシート貸出し事業	乳幼児の交通被害の軽減と安全意識の高揚を図るため、チャイルドシートの貸出しを行う。	危機管理課
奨学資金の貸与	全ての子どもに均等な教育機会を確保し、経済的負担の軽減を図るため、経済的理由により修学が困難と認められる生徒に対し、奨学資金を貸与する。	教育総務課
高校生等通学費補助金	利用者の利便性向上のため、通学に予約型乗合交通を利用する熱塩加納町の高校生等に対して、交通費の助成を行う。	熱塩加納総合支所住民課
奨学金償還支援事業【再掲】	若年層の市外流出の抑制とU I J ターンの促進を図るため、喜多方市奨学資金等の貸与を受け、卒業後市内に就職・居住する方を支援する。	商工課
小学校入学祝金支給事業	小学校入学時にお祝い金を支給し、子育て家庭を支援する。	こども課



施策3-8 ひとり親家庭への支援

方針▶▶▶

ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、こども・若者を健全に育むことができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
児童扶養手当支給事業	父また母と生計を同じくしていない児童の家庭の自立を助け、生活の安定を図るため、手当を支給する。	こども課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対する支援を図るため、医療費の一部を助成する。	こども課
自立支援教育訓練給付金及び高等技能訓練促進費等給付金事業	ひとり親家庭の父また母の職業能力の向上と就職に有利な資格の取得を支援するため、給付金を支給する。	こども課
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親及び貧困家庭等の子どもの生活向上を図るため、子どもの「居場所」を運営し、生活・学習支援を行う。	こども課
女性相談支援員設置事業	児童を扶養している配偶者のいない者の相談に応じ、女性相談員が自立に必要な情報提供及び指導を行う。	社会福祉課
公営住宅の管理	低所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者等に住宅を供給するため、応能応益に応じた低額な家賃で市営住宅及び改良住宅を賃貸する。	都市整備課

施策3-9 悩みや困難を抱える子どもの支援

方針▶▶▶

心の悩みを抱えたり、生きることにつらさを感じているこども・若者やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口等の充実と、周知を図ります。また、必要な時に適切な支援が受けられるように体制を整備します。

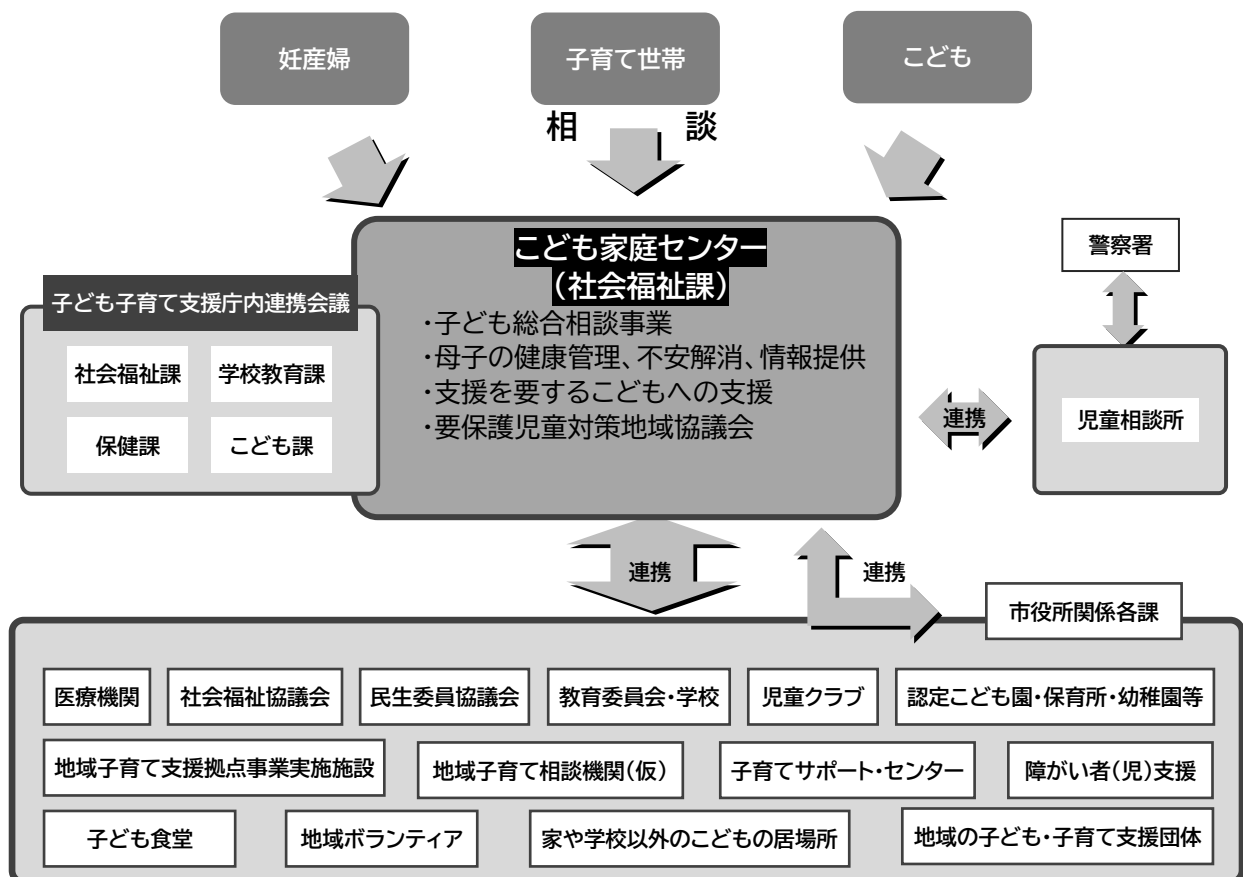
取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
子ども子育て支援庁内連携会議【再掲】	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、関係各課が情報連携し、子育て等に関し効果的な支援策を検討する。	社会福祉課
子ども総合相談事業【再掲】	安心して子育てできる環境づくりを推進するため、出産・子育てにおける総合相談窓口で様々な相談への対応を行う。	社会福祉課
家庭児童相談員設置事業【再掲】	児童の健全な養育や、いじめ・不登校等の問題について支援するため、家庭児童相談員を配置し、個別ケース検討会議の開催等を実施する。	社会福祉課
喜多方フリースクール指導員配置事業	不登校の子どもが人と触れ合ったり学習できる教育環境づくりを進めるため、喜多方フリースクール指導員を配置し、不登校児童生徒を支援する。	学校教育課

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
こころの健康に関する事業	専門家による相談会や研修会の開催、啓発カードを配布し自殺予防対策と悩みに関する相談窓口の周知徹底を図る。	保健課
ペアレント・トレーニング事業【再掲】	安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、子育てに悩む保護者に向けて、子どもの行動分析を通して、ほめ方や伝え方、接し方を学ぶことで、親子の関係性改善を目指す精研式プログラムを実施する。	社会福祉課
市民相談事業【再掲】	複雑多様化する市民生活問題に対応するため、法律相談、人権相談、行政相談等を開催し、相談体制の充実に努める。	市民生活課

●こども・子育てに係る相談体制(こども家庭センター支援マップ)

こども家庭センターは、妊産婦・子育て世代・こどもの相談窓口です。
 妊娠・出産、こどもの発達、子育てに関する全般の相談や、虐待・ヤングケアラーなどの問題を抱えたこどもに関する相談・情報を受け付けしています。
 地域のさまざまな関係機関と協働し、妊娠期から子育てを切れ目なくサポートします。



基本目標 4 未来を拓く人材の育成を目指します

施策4-1 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

方針▶▶▶

こどもの基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上、学習習慣の確立を支援します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
人づくりの指針推進事業	「喜多方市人づくりの指針」を市民に浸透させるため、普及啓発活動を実施する。	生涯学習課 中央公民館
「道徳」の授業改善	児童生徒の豊かな心の育成を図るため、道徳科の授業について指導主事が教員に対して直接指導を行う。	学校教育課
校長講話等を通じた道徳教育	児童生徒の豊かな心の育成を図るため、校長による講話や各種教材を活用した道徳教育を実施する。	学校教育課
Q-Uを活用した学級集団作りの推進	より良い人間関係、学級集団を形成するため、各校で自他の取り組みを伝え合うQ-Uテストを実施するとともに、Q-Uテストに係る研修会を開催する。	学校教育課
レジリエンス教育推進事業	本市モデル小学校4～5年生を対象に、自己効力感や心の復元力を高めることに有効とされる「メンタルヘルス予防教育プログラム ころあつぱタイム」を実施する。	学校教育課 社会福祉課
学校教育指導委員会の開催	自ら知識や技能を獲得し、主体的に課題解決できる子どもを育むため、学校教育指導委員会が、指導訪問等に参加し授業参観や研究協議を基に助言を行う。	学校教育課
指導主事の訪問指導等による基礎的な資質・能力育成	自ら知識や技能を獲得し、主体的に課題解決できる子どもを育むため、指導主事が小中学校を訪問し、実態と問題点を捉え、解決の方法について支援する。	学校教育課
全国学力調査や総合学力調査による学びの支援	個々の学力向上対策を推進するため、児童生徒の学力調査結果を基に、児童生徒の習熟の実態に応じた支援を行う。	学校教育課
イングリッシュ・サポーター配置事業	自ら知識や技能を獲得し、主体的に課題解決できる子どもを育むため、英語に堪能な地域人材を小学校に派遣し、教員とのチームにより指導を行う。	学校教育課
A L T（外国語指導助手）配置事業	英語学習の意欲を高めるとともに、生の英語による語学力の向上を図るため、外国人の英語指導助手を小中学校に派遣し、指導を行う。	学校教育課
各種研修会の実施（学力向上、生徒指導力向上）	自ら知識や技能を獲得し、主体的に課題解決できる子どもを育むため、学力向上研修会や学校教育指導委員会及びQ-U研修会を実施する。	学校教育課
学校司書配置事業	学校図書館の機能充実と児童生徒の読書習慣の定着を図るため、全小中学校に学校司書を配置する。	学校教育課
幼小連携研修会の開催	小学校とこども園・保育所等の相互理解や連携強化を図るため、幼小連携研修会を開催する。	こども課 学校教育課

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
特別支援教育アドバイザー配置事業【再掲】	児童生徒を適正な就学につなぐとともに、特別支援教育の充実を図るため、教員や保護者に対して特別支援教育アドバイザーが助言等を行う。	学校教育課
学校生活支援員配置事業【再掲】	個別の対応を必要とする子ども達を適切に支援し、充実した学校生活につなげるため、学校生活支援員を配置する。	学校教育課
教育支援委員会の開催【再掲】	児童生徒を適正な就学につなぐとともに、特別支援教育の充実を図るため、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に係る就学等を調査審議する。	学校教育課
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）事業の実施	チーム学校づくりの理念を生かした教育活動を推進するため、市内小中学校において、学校と地域住民等による運営協議会が連携して学校づくりに取り組む。	学校教育課
小中学校ＩＣＴ教育推進事業（児童生徒用タブレット）	ＩＣＴ活用力と情報活用能力を育成し、学力向上対策を推進するため、児童生徒１人１台の端末及びモバイルルーターを整備する。	学校教育課
地域学校協働活動事業【再掲】	子どもの健全育成や教職員の負担軽減を図るため、地域と学校が連携・協働して活動を行うためのコーディネーターの配置及び部活動指援員等の派遣を行う。	生涯学習課
情報モラル教育の推進	ＩＣＴ活用力と情報活用能力を育成し、学力向上対策を推進するため、情報社会における考え方や態度を育成する。	学校教育課
生涯スポーツに対する意識の醸成【再掲】	総合的な運動能力の育成を図るため、多様な身体の動かし方を体験できる運動身体づくりプログラムを活用した授業を実施する。	学校教育課
社会科見学や事業所長の講和・職場体験等の実施【再掲】	児童生徒の夢や目標を持って取り組む態度を育成するため、市内の事業所等の見学（小学校）や職場体験（中学校）を実施する。	学校教育課
農業科実習	小学校農業科を通じた「豊かな心の育成」「社会性の育成」「主体性の育成」などの心の育成を図るため、各小学校において、農業科実習を行う。	学校教育課
小中学校適正規模適正配置の検討	全ての子どもの「生きる力」を育むため、小中学校の適正な学校規模と配置に関し検討を行い、実施計画を策定する。また、その計画に基づいて実行し適正規模適正配置の実現に努める。	学校教育課
小学校施設改修事業・中学校施設改修事業	望ましい教育環境を整備するため、市立小学校・中学校施設において各種改修工事を実施する。	教育総務課
スクールバス運行事業・スクールバス更新事業	児童・生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、指定された乗降場所で児童・生徒の登下校のバス送迎を行う。また、老朽化したスクールバスを更新する。	教育総務課

施策4-2 家庭や地域の教育力の向上

方針▶▶▶

家庭での教育力の向上を図り、子どもたちの学びをより一層支援します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
人づくりの指針推進事業【再掲】	「喜多方市人づくりの指針」を市民に浸透させるため、普及啓発活動を実施する。	生涯学習課 中央公民館
親子の望ましい食習慣形成【再掲】	親として自分の食習慣を見直し、子どもを育む上で望ましい食習慣形成の意識付けを図るため、乳幼児健診時の栄養指導及び離乳食教室を実施する。	保健課
社会教育施設の活用と各種講座等の開催【再掲】	ライフステージに合わせた有益な情報を市民に提供するため、社会教育施設を活用して各種講座を実施する。	中央公民館
ブックスタート事業【再掲】	絵本の読み聞かせを通して、乳幼児期から読書に親しむ機会の創出と親子の絆づくりを支援する。	図書館

施策4-3 架け橋期の教育の推進

方針▶▶▶

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指す「架け橋期の教育の推進」を推進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
架け橋期の学びをつなぐ推進モデル地区実践研究	幼児教育の質の向上と幼小連携の充実を目的に、モデル地区での架け橋期教育の実践研究を実施する。	こども課 学校教育課
幼小連携研修会の開催【再掲】	小学校とこども園・保育所等の相互理解や連携強化を図るため、幼小連携研修会を開催する。	こども課 学校教育課
認定こども園等指導訪問の実施【再掲】	小学校とこども園・保育所等の相互理解や連携強化を図るため、特別支援教育アドバイザーがこども園等を訪問し、助言指導を行う。	学校教育課

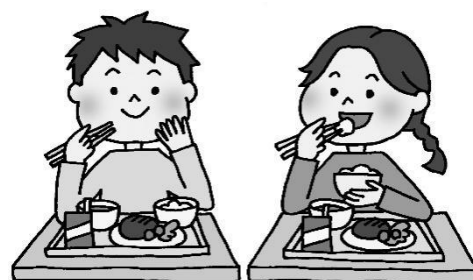
施策4-4 食育の推進

方針▶▶▶

生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、食に関する情報提供や講座、学校現場での指導を行います。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
学校給食における喜多方市産農産物と郷土食の提供	学校給食における地産地消の推進と本市食文化の理解を深めるため、学校給食における本市産農産物利用割合を高める取り組みや郷土食の提供を行う。	学校教育課
「わたしが考えるサンマルちゃん献立」「大好き喜多方の日献立」の実施	給食に楽しみを感じ、関心を高めるため、児童生徒自らが郷土食を用いた献立を考え、実際の給食に反映させる機会を設ける。	学校教育課
からだが喜ぶ健康給食推進事業	本市学校給食基本方針に基づく特色ある給食の全市展開を図るため、魅力を高めた給食を提供する。	学校教育課
食育推進連携事業	食育事業の推進を図るため、学校、こども園等と情報を共有し、栄養士、食生活改善推進員との協働を進める。	保健課 こども課 学校教育課



基本目標 5 こども・若者が安全に暮らし活躍できる 環境づくりに取り組みます

施策5-1 結婚・子育てへの社会全体での支援

方針▶▶▶

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済支援を行います。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス推進事業	育児休暇や有給休暇を十分取得できる職場環境とワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、市内企業への啓発活動を実施する。	商工課
少子化対策結婚支援事業	人口減少・少子化に歯止めをかけるため、婚活イベント等による出会いの場の創出や、「世話やき人」制度を推進する。	こども課
結婚新生活支援事業	人口減少・少子化に歯止めをかけるため、新婚世帯に対し住宅取得や賃貸、引っ越し費用の補助を行う。また、結婚の希望を叶えるため県のマッチングシステム「はぴ福なび」の登録助成を行う。	こども課

施策5-2 共に協力しながら働き子育てできる社会の構築

方針▶▶▶

男女が共に主体的にワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てを楽しみ、暮らすことができる社会の実現に向け、身近な地域での市民の意識啓発を図ります。併せて、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供を行います。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
男女共同参画推進事例紹介	市民の意識啓発を行うため、男女共同参画にかかわる活動をしている個人、団体を推進事例として広く情報発信する。	企画調整課
男女共同参画関連講座の周知等	市民の男女共同参画に対する関心の向上及び意識啓発を図るため、国や県等が主催する関連講座の情報を周知する。	企画調整課
各種福祉団体等に対する支援	地域の見守り体制や福祉関係団体活動の充実を図るため、各種福祉団体等へ負担金、補助金を交付する。	社会福祉課
民生児童委員との連携	民生児童委員と連携し、地域の見守り体制の充実を図る。	社会福祉課
ワーク・ライフ・バランス推進事業【再掲】	育児休暇や有給休暇を十分取得できる職場環境とワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、市内企業への啓発活動を実施する。	商工課

施策5-3 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

方針▶▶▶

交通安全対策やこどもの交通安全・防犯意識の高揚、こども自らが自身の安全を守るための対策促進を図るとともに、地域ぐるみでこどもを見守るための活動の活性化を図ります。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
安全で安心なまちづくり推進事業	犯罪、事故等の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するため、市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となった防犯活動を実施する。	危機管理課
安全教育の実施	日常生活全般における児童生徒の安全確保を図るため、各小中学校において交通教室、防犯教室等、体験を通じた対応方法の教育を行う。	学校教育課
防犯等対策事業	防犯意識の高揚と地域に根差した防犯活動の実施を図るため、関係団体と連携し、防犯キャンペーンを実施するとともに、防犯カメラを設置する。	危機管理課
交通安全対策事業	交通安全意識の高揚を図るため、交通安全市民大会や交通安全パレード、交通安全標語、交通安全教室等を実施する。	危機管理課
安全安心な道路施設維持管理事業	道路の安全確保を図るため、破損箇所の修繕や整備を行う。	建設課 各総合支所産業建設課
交通安全施設整備事業	交通事故防止を図るため、カーブミラー、道路区画線等の設置、改修を行う。	建設課 各総合支所産業建設課
街路灯の整備	各地域の安全・安心を確保するため、公設街路灯設置基準に基づき、降雪期前までに行政区要望箇所を整備する。また、行政区が行う街路灯の新設、切替、修繕に対し経費を支援する。	建設課 各総合支所産業建設課
画像投稿システム事業	道路や道路構造物等の持続可能な維持管理に努めるため、市民が道路の破損状況等について、画像と位置情報を投稿できるシステムを運用する。	建設課 各総合支所産業建設課 情報政策課
通学路安全推進会議の開催	子どもたちの安全な通学路の確保を図るため、関係機関と通学路の合同点検を実施し、点検の結果を踏まえた改善を行う。	学校教育課
遠距離通学費援助事業	遠距離通学をする児童生徒の安全・安心を確保するため、通学する際の経費を支援する。	学校教育課
消費生活センター運営事業【再掲】	悪質商法など消費生活におけるトラブル解決のため、消費生活相談の喜多方市、北塩原村、西会津町における広域化を推進する。また、消費者知識を身につける機会とすることを目的として、市内の高校生向け消費生活出前講座を実施する。	市民生活課

施策5-4 快適で住みよい子育てしやすい生活環境の整備

方針▶▶▶

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、快適で住みやすい子育てしやすい生活環境づくりを推進します。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
ユニバーサルデザインの推進（公共施設、道路、公園）	快適で住みよい生活環境の形成を図るため、公共建築物等の公共施設について、ユニバーサルデザインの実現に取り組む。	公共施設を所管する課
鉄道交通等への要望活動	鉄道交通の利便性向上のため、ＪＲへの要望活動の実施等、関係機関へ働きかけを行う。	企画調整課
地域公共交通会議負担金	市民の日常生活に必要な公共交通の確保のため、予約型乗合交通の運行を委託している喜多方市地域公共交通会議の事業費を負担する。	地域振興課
生活交通対策事業	市民の日常生活に必要な公共交通の確保のため、バス運行事業者に対し欠損補助を行う。	地域振興課
公園施設長寿命化事業【再掲】	快適で住みよい生活環境の形成を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新を行う。	都市整備課
都市公園の整備・維持管理【再掲】	都市公園等において、利用者が快適に利用できるよう、公園施設の修繕や樹木剪定、除草等の実施によるきめ細かな維持管理を行う。	都市整備課 塩川総合支所 産業建設課
高校生等通学費補助金【再掲】	利用者の利便性向上のため、通学に予約型乗合交通を利用する熱塩加納町の高校生等に対して、交通費の助成を行う。	熱塩加納総合支所住民課
公営住宅の管理【再掲】	低所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者等に住宅を供給するため、応能応益に応じた低額な家賃で市営住宅及び改良住宅を賃貸する。	都市整備課
子育て世帯向け定住促進住宅整備事業【再掲】	転出抑制や定住促進を図るため、橋本前田団地を子育て世帯向け定住促進住宅に整備する。	都市整備課

施策5-5 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

方針▶▶▶

窓口や電話、訪問など多様な手段により、こども・若者やその家族の相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援につなげます。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
子ども総合相談事業【再掲】	安心して子育てできる環境づくりを推進するため、出産・子育てにおける総合相談窓口で様々な相談への対応を行う。	社会福祉課
こころの健康に関する事業【再掲】	専門家による相談会や研修会の開催、啓発カードを配布し自殺予防対策と悩みに関する相談窓口の周知徹底を図る。	保健課
喜多方市ユースプレイス自立支援事業	ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者を、社会的に自立させるため、「居場所」を提供し、関連プログラムを実施する。	社会福祉課
市民相談事業【再掲】	複雑多様化する市民生活問題に対応するため、法律相談、人権相談、行政相談等を開催し、相談体制の充実に努める。	市民生活課

施策5-6 こども・若者の視点に立った居場所づくり

方針▶▶▶

こども・若者の自主性や創造性を伸ばし、自分のよさに気づき自己肯定感を育むことができるように、活動の場や交流の機会を提供します。また、こども・若者が安心して、自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図ります。

取り組み▶▶▶

事業名	事業目的及び事業内容	担当課
子どもの生活・学習支援事業【再掲】	ひとり親及び貧困家庭等の子どもの生活向上を図るため、子どもの「居場所」を運営し、生活・学習支援を行う。	こども課
喜多方市ユースプレイス自立支援事業【再掲】	ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者を、社会的に自立させるため、「居場所」を提供し、関連プログラムを実施する。	社会福祉課
ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第2期工事）【再掲】	あらゆる世代の多彩な学習活動の活発化と、多様な交流ができる交流拠点の創出、魅力ある新図書館の運営及び整備に努めるため、利便性の高い魅力ある図書館運営及び整備に向けた検討を行う。	生涯学習課 中央公民館
eスポーツによる元気なまちづくり推進事業【再掲】	地域住民への交流の場の提供や地域コミュニティの活性化などを行うため、eスポーツ体験交流会や市民eスポーツ交流大会を開催する。	生涯学習課
屋内子ども遊び場「めぐぱらざ」運営事業【再掲】	子どもたちの運動を通じた健全な発育と親子の交流を図るため、定期的な魅力あるイベントを開催するとともに、安全・安心で快適な利用環境を提供するため、遊びの提案等を行うプレイリーダーを配置する。	こども課

数値目標一覧

本計画の基本理念の達成や事業の進捗を評価するための数値目標を次の通り掲げます。

■数値目標一覧

項目	指標の対象者	現状(%)	目標(%)	関連する基本目標
		令和7年度	令和11年度	
自分に自信がある人の割合 (「あてはまる」「どちらかというあてはまる」の合計) ※子どもの生活に関する実態調査	小学生・中学生	61.1% 【令和6年度】	90%	基本目標1
自分自身に満足している人の割合 (「あてはまる」「ややあてはまる」の合計) ※子どもの生活に関する実態調査	子ども・若者	51.5% 【令和6年度】	80%	
いじめを受けたことがある人の割合 ※子どもの生活に関する実態調査	小学生・中学生	20.7% 【令和6年度】	0%	
喜多方市に必要とする支援について 「就職に向けた相談やサポート体制を充実」してほしいと希望する人の割合 ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	子ども・若者	34.7% 【令和6年度】	20%	基本目標2
喜多方市の子育て環境の満足度 (「満足」「やや満足」の合計) ※子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	就学前児童・小学生の保護者	就学前児童保護者 20.2% 小学生児童保護者 15.6% 【令和5年度】	就学前児童保護者 80% 小学生児童保護者 75%	基本目標2 基本目標3
子どものことで相談する相手がいない人の割合 ※子どもの生活に関する実態調査	小学生・中学生の保護者	1.1% 【令和6年度】	0%	基本目標3
悩み事を誰にも相談しない児童生徒の割合 ※子どもの生活に関する実態調査	小学生・中学生	9.8% 【令和6年度】	0%	
生活貧困層の割合 ※子どもの生活に関する実態調査	小学生・中学生とその保護者	児童・生徒 9.8% 保護者 10.4% 【令和6年度】	児童・生徒 5% 保護者 5%	
学校に行くのが楽しみである人の割合 ※子どもの生活に関する実態調査	小学生・中学生	69.9% 【令和6年度】	100%	基本目標4
将来の夢や目標を持っている人の割合 ※子どもの生活に関する実態調査	小学生・中学生	61.4% 【令和6年度】	100%	
育児休業の取得した人の割合 ※子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	就学前児童・小学生の保護者	母親 64.5% 父親 6.5% 【令和5年度】	母親 80% 父親 40%	基本目標5
悩み事を誰にも相談しない人の割合 (「誰にも相談しない」「誰にも相談できない」の合計) ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	子ども・若者	14.0% 【令和6年度】	0%	
地域行事に参加している人の割合 ※子ども・若者の生活や意識に関する調査	子ども・若者	53.7% 【令和6年度】	70%	

第5章

子ども・子育て支援事業の環境の整備

1 本計画に位置付ける教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業

下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の方策等について方向性を定めます。

■子どものための教育・保育給付

		事業名	根拠法	利用施設
1	既存	1号認定(教育認定) 3歳～5歳	子ども・子育て支援法	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2	既存	2号認定(保育認定) 3歳～5歳	子ども・子育て支援法	認定こども園(保育部分)・認可保育所
3	既存	3号認定(保育認定) 3歳未満	子ども・子育て支援法	認定こども園(保育部分)・認可保育所・小規模保育施設・事業所内保育施設

■地域子ども・子育て支援事業

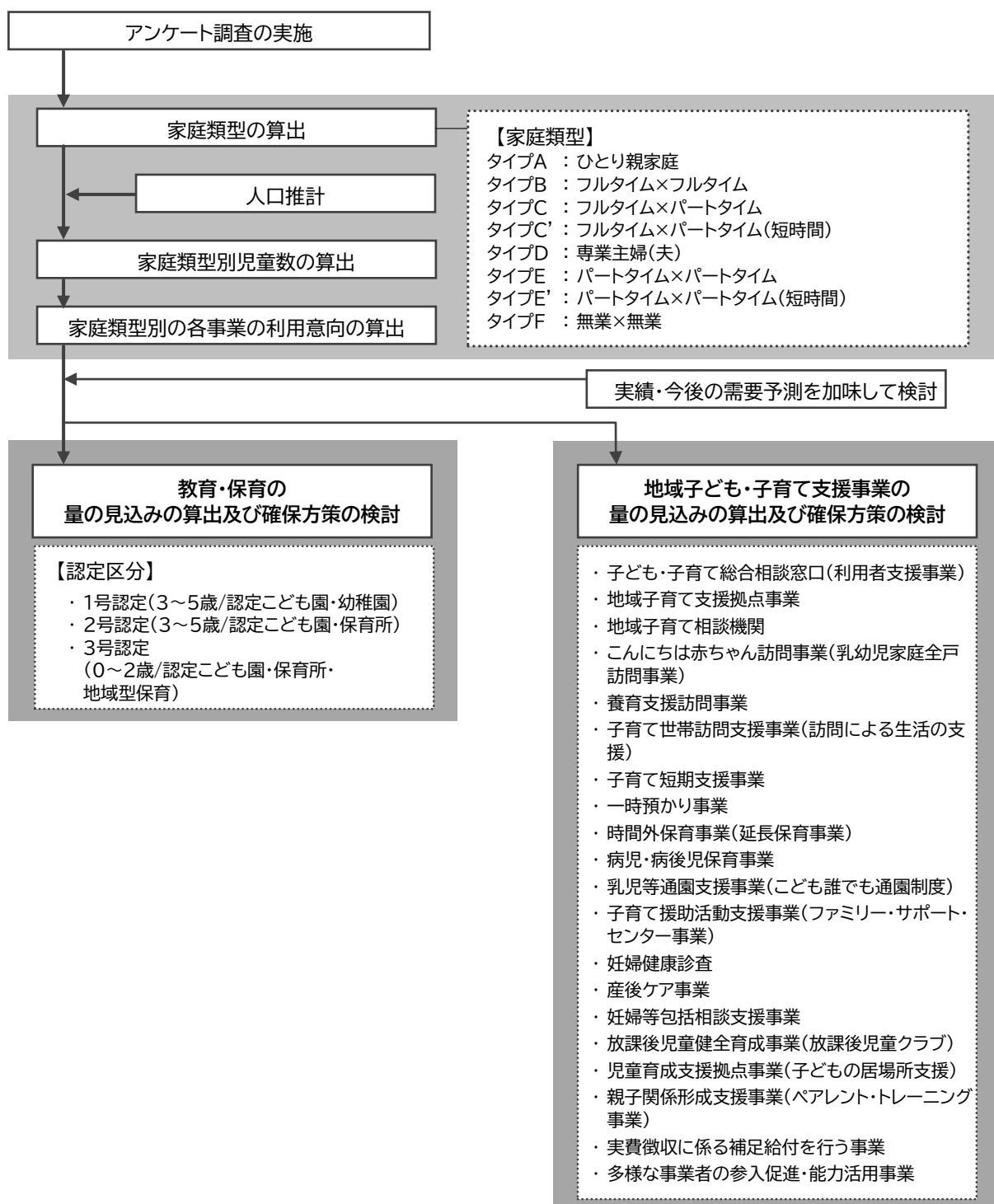
			事業名	根拠法
I 相談支援事業	1	既存	子ども・子育て総合相談窓口(利用者支援事業)	子ども・子育て支援法
	2	既存	地域子育て支援拠点事業	児童福祉法
	3	新規	地域子育て相談機関	児童福祉法
II 訪問型事業	1	既存	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳幼児家庭全戸訪問事業)	母子保健法
	2	既存	養育支援訪問事業	児童福祉法
	3	新規	子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)	児童福祉法
III 通所型事業	1	既存	子育て短期支援事業	児童福祉法
	2	既存	一時預かり事業	児童福祉法
	3	既存	時間外保育事業(延長保育事業)	子ども・子育て支援法
	4	既存	病児・病後児保育事業	児童福祉法
	5	新規	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法
	6	既存	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童福祉法
IV 妊産婦関連事業	1	既存	妊婦健康診査	母子保健法
	2	新規	産後ケア事業	母子保健法
	3	新規	妊婦等包括相談支援事業	児童福祉法
V 総合的な子どもの放課後対策事業	1	既存	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	児童福祉法
VI その他事業	1	新規	児童育成支援拠点事業(子どもの居場所支援)	児童福祉法
	2	新規	親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング事業)	児童福祉法
	3	既存	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法
	4	既存	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	子ども・子育て支援法

2 目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができます。

本市においても、令和5年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定します。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



3 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定し、区域ごとに事業の必要量を定める必要があるとしています。

本市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

4 見込み量及び確保方策等

1 教育・保育給付

実績／量の見込み及び確保方策

1号認定 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績		301	246	222	172	140					
量の見込み		324	304	286	272	263	130	122	120	105	105
確保 方策	幼稚園						45	45	45	45	45
	認定こども園						246	249	251	251	251
	確認を受けない幼稚園						0	0	0	0	0
	合計	440	440	440	440	440	291	294	296	296	296
2号認定 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用実績		726	734	711	700	660					
量の 見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い						22	21	20	18	18
	上記以外	696	658	619	589	569	628	579	565	517	512
確保 方策	保育園						382	382	382	412	412
	認定こども園						372	372	372	372	372
	合計	703	703	703	703	703	754	754	754	784	784

3号認定（0歳）		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人											
利用実績		106	88	105	69	63					
量の見込み		135	131	128	124	121	69	68	65	62	60
確保 方策	保育園						66	66	66	76	76
	認定こども園						15	15	15	15	15
	特定地域型 小規模保育 居宅訪問型保育 家庭的保育 事業所内保育						33	33	33	33	33
	合計	121	124	124	124	124	114	114	114	124	124
3号認定（1・2歳）		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績		428	412	401	411	389					
量の見込み		395	381	377	367	358	332	326	318	309	296
確保 方策	保育園						210	210	210	230	230
	認定こども園						107	107	107	107	107
	特定地域型 小規模保育 居宅訪問型保育 家庭的保育 事業所内保育						101	101	101	101	101
	合計	419	435	435	435	435	418	418	418	438	438

現状と課題

○1号認定者（教育認定）については見込数を下回り、2号・3号認定者（保育認定）については、保育ニーズの高まりにより見込数を上回る実績となっています。

○第二期計画の期間中に待機児童解消策を講じたことにより、年度当初の待機児童は解消されましたが、0～1歳児については年度途中から待機児童が発生している状況です。

○児童数の減少により、年齢によっては定員割れを起こしている施設も発生しており、市内の施設全体での定員数の見直しが必要となっています。

確保の内容

○令和7年4月から、文科省管轄の幼稚園が子育て支援制度による幼稚園型認定こども園へ移行します（定員70名）。

○年度途中に、主に0～1歳児の待機児童が発生することから、受入れ人数について柔軟に対応しつつ、待機児童の解消を図ります。

○少子化の進行も考慮し、需要量が減少した際には公立と私立の施設間で調整を図りながら、必要量を確保しつつサービスの提供人数の再検討を行います。

○一部の公立こども園・民間保育施設において施設や遊具が老朽化しており、施設の維持と安全な保育環境を整えるため必要な改修や整備を行っていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業

Ⅰ 相談支援事業

(1) 子ども・子育て総合相談窓口（利用者支援事業）

事業内容

・子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

基本型:子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

特定型:行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

こども家庭センター型:令和6年4月の児童福祉法改正に伴い、市役所内に設置しています。妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付けるとともに、子どもの誕生後も、18歳の成人に至るまでの様々な相談を受け付け、様々な地域資源を活用しながら、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整(コーディネート)を行います。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：箇所		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績		5	5	5	5	5					
量の見込み		5	5	5	5	5	1	1	1	1	1
確保方策 単位：箇所	基本型						0	0	0	0	0
	特定型						0	0	0	0	0
	こども家庭センター型						1	1	1	1	1

※令和7年度からの計画値は1箇所となっていますが、各総合支所においても相談窓口は設置しています。

現状と課題

○本庁及び各総合支所に相談窓口を設置し妊娠時期から出産、子育てについて総合的な相談や関係機関との調整を実施しております。令和6年度から社会福祉課内に「こども家庭センター」を開設し、相談体制をさらに充実させています。関係機関や保護者からの相談件数は増加しております。

確保の内容

- 「こども家庭センター」を中心に各総合支所も併せて相談支援体制を継続していきます。
- こども本人からも相談しやすい環境づくりに努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

- ・地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	7,916	6,804	14,684	18,832	19,770					
量の見込み	8,580	8,289	8,182	7,958	7,735	20,758	21,281	21,808	22,026	22,026
確保方策	8,580	8,289	8,182	7,958	7,735	20,758	21,281	21,808	22,026	22,026
単位：箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

現状

○令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、見込みを下回る実績となっています。令和4年度からは、見込みを上回る実績となっています。

確保の内容

- 子育てに関する情報提供や相談受付等を実施します。
- ニーズ調査やこども・若者の意見から、身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる場所・集える場所が欲しいとの意見も寄せられており、ニーズに対応できる体制の整備を行っていきます。

(3) 新規・地域子育て相談機関

事業内容

- ・妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行う事業です。

今後の方針

- 本市においては、現在、当該事業を利用できる施設がありませんが、当面は地域子育て支援拠点事業にてその機能を補い、計画期間内に体制の整備を行います。

Ⅱ 訪問型事業

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

事業内容

- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うとともに、育児等に関する様々な不安や悩みについて相談に応じます。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	225	237	195	207	203					
量の見込み	285	277	270	262	254	219	213	204	196	190
確保方策 ※上段：利用人数 下段：実施体制（人）	285	277	270	262	254	219	213	204	196	190
						9	9	9	9	9

現状

- 出生数の影響により、見込人数を下回る実績となっています。
- 里帰り出産の場合は、里帰り先自治体へ依頼し、長期入院の場合は医療機関と情報共有を行い、全数把握を前提として事業に取り組んでいます。

確保の内容

- 今後も乳児のいる家庭を全戸訪問し、全数把握を前提として継続していきます。

(2) 養育支援訪問事業

事業内容

- ・ 支援が特に必要と思われる家庭（要支援児童、特定妊婦、要保護児童など）に対して、その居宅を訪問して、子育ての不安や孤立感への精神的支援（相談支援など）、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援（育児・家事援助など）を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	4	3	9	20	66					
量の見込み	15	15	15	15	15	144	144	144	144	144
確保方策 ※上段：利用人数 下段：実施体制（人）	35	35	35	35	35	144	144	144	144	144
						5	5	5	5	5

現状と課題

○計画期間前半は実績を下回る状況ですが、後半に入り増加傾向にあります。

○支援の必要な家庭が増えてきており、複数回の訪問が必要なケースも増えてきています。

確保の内容

○子育てに不安で養育が必要な保護者により育児放棄や虐待等の予防のため、今後も継続していきます。

○支援を必要とする家庭のニーズの把握に努め、適切な支援が届けられるように努めます。

(3) 新規・子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

事業内容

- ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：世帯/年	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	240	240	240	240	240
確保方策	240	240	240	240	240

確保の内容

○多胎家庭や子育て世帯訪問支援事業の対象者等の状況を踏まえ、適切な支援が届けられるよう努めます。

Ⅲ 通所型事業

(1) 子育て短期支援事業

事業内容

- ・保護者が疾病や疲労など身体上、精神上、環境上の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において養育、保護を行う事業です。

ショートステイ:保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難になった場合等に、児童福祉施設等でお預かりします。

トワイライトステイ:保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難になった場合等の緊急の場合に、夕方からお預かりします。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	0	0	0	5	7					
量の見込み	0	0	0	0	0	18	18	18	18	18
確保方策 ※上段：利用人数 下段：箇所	0	0	0	0	0	18	18	18	18	18
						3	3	3	3	3

現状と課題

○第二期計画策定時は、この事業を利用できる施設がなく、見込数は「0」となっていますが、令和4年度より体制が整い事業を実施しています。

○実施委託先の受入が困難な場合があり、随時ニーズに応じられない状況であります。

確保の内容

○サービスを必要とする家庭のニーズに応えられるよう、受入委託先の拡充を図り体制の整備に努めます。

(2) 一時預かり事業

事業内容

- ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難になってしまった乳幼児について、主として昼間に、保育施設やその他の場所で一時的に保育を行う事業です。また幼稚園において在園児を対象として通常の保育時間前後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

実績／量の見込み及び確保方策

幼稚園型

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	12,917	12,146	11,479	10,486	9,750					
量の見込み	8,895	8,410	7,924	7,541	7,285	9,060	8,420	7,830	7,280	6,770
確保方策						9,060	8,420	7,830	7,280	6,770

幼稚園型以外

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	458	491	159	215	251					
量の見込み	854	807	778	749	725	240	230	220	210	200
確保方策						240	230	220	210	200

現状

○幼稚園型において、長期休業期間中の利用者の増加により、見込人数を大きく上回る実績となっています。

○幼稚園型以外の施設においては、見込みを下回る利用実績となっています。

確保の内容

○児童数の推計を考慮しニーズ量の確保に努めながら、事業を継続していきます。

○第二期計画期間と同様、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）においても、事業を実施し、提供できる人数の確保を行います。

(3) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

- ・保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用時間以外において保育を実施する事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	8,876	7,557	7,821	8,352	7,440					
量の見込み	7,262	6,934	6,678	4,422	6,222	7,391	7,222	7,073	6,939	6,820
確保方策	7,262	6,934	6,678	4,422	6,222	7,391	7,222	7,073	6,939	6,820

現状と課題

- 保育需要の高まりから見込みを大きく上回る実績となっています。
- ニーズ調査結果からも母親の約半数以上が「18～19時台」に帰宅しており、19時までの時間外保育事業で提供体制を確保しています。

確保の内容

- 延長保育実施施設の在園児であれば利用できるため、最大定員数までの受入は可能であり、見込人数に対し確保可能な状況となっています。
- 少子化の進行も考慮し、ニーズ量が減少した場合には再検討を行います。

(4) 病児・病後児保育事業

事業内容

- ・病気または病気回復期の子どもについて、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で預かり、保育及び看護ケアをする事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績		0	0	0	0	0					
量の見込み		25	25	25	25	25	12	12	12	12	12
※上段： 利用人数 下段：箇所 確保方策	合計	25	25	25	25	25	12	12	12	12	12
	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型						12	12	12	12	12
	非施設型（訪問型）						1	1	1	1	1
	ファミサポ						0	0	0	0	0
	病児・緊急対応						0	0	0	0	0
							0	0	0	0	0
							0	0	0	0	0
							50	50	50	50	50

現状と課題

- 病気回復期の病後児保育を1箇所では実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者がありませんでした。また、きたかた子育てサポート・センターでも軽度の病児であれば預かりを実施しています。
- ニーズ調査では、病児保育への要望があり提供体制を確保する必要がありますが、看護師1名の配置や専用スペースの確保が必須であり、病状急変時に備え医療機関と連携体制も整えておきたいことから、受入可能な施設の掘起しが必要となっています。

確保の内容

- 事業の性質上見込人数の算出は難しいため、第一期計画期間中の実績をもとに受入可能人数を見込数とし、確保の方策も同数として設定しました。
- ファミリー・サポート・センターにおいても軽度の病児や病後児の預かりが可能であることから、別枠で設定しました。

(5) 新規・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

- ・ 保育所等に通所していない0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	0	156	156	156	156
	0歳児	0	84	84	84	84
	1歳児	0	36	36	36	36
	2歳児	0	36	36	36	36
確保方策	合計	0	228	228	228	228
	0歳児	0	114	114	114	114
	1歳児	0	57	57	57	57
	2歳児	0	57	57	57	57

確保の内容

- 一定数の0歳6か月から3歳未満の未就園児が本事業を活用すると想定し、量の見込みと確保方策を設定します。受入園については、地域の保育需要等を見定め、需要の高い園において実施できるよう整備を行います。合わせて確保方策に対応できるよう保育士の確保に努めます。
- 事業開始後、事業活用状況を見定め、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

- ・子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	666	442	704	1,009	1,070					
量の見込み	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

現状と課題

- 第二期計画前半は新型コロナウイルス感染症の影響により、見込みを大きく下回る利用実績となっていますが、後半は利用者が増加している状況です。
- 利用料の一部を助成する事業も実施し、利用者の負担軽減も図っています。
- 様々な子育て支援事業の代替サービスとしての役割も大きく、事業の継続的な実施に向けて体制の整備を行う必要があります。

確保の内容

- 利用実績は増加傾向にありますが、少子化による影響も考慮し、令和5年度の利用実績をもとに令和7年度以降の利用見込人数を設定し、確保の方策も同数で設定しました。
- 今後も事業の周知に努めます。

IV 妊産婦関連事業

(1) 妊婦健康診査

事業内容

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。母子健康手帳交付時に、15回分の妊婦一般健康診査受診票を交付します。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：回/年	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績	3,126	3,190	2,503	2,734	2,497					
量の見込み	3,934	3,990	3,878	3,780	3,668	2,550	2,525	2,500	2,475	2,450
確保方策	3,934	3,990	3,878	3,780	3,668	2,550	2,525	2,500	2,475	2,450

現状と課題

○妊娠者の減少により見込数を下回る実績となっています。

○早産や妊娠届出の遅れにより14回（令和3年度からは15回）の健診の全てを受診しないケースもあります。

確保の内容

○全妊婦を対象に今後も継続していきます。

(2) 新規・産後ケア事業

事業内容

- ・産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6	6	6	6	5
確保方策	6	6	6	6	5

確保の内容

○産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産後及び乳児が心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる体制を確保します。

(3) 新規・妊婦等包括相談支援事業

事業内容

- ・妊婦等包括相談支援事業は、妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人/年	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	582	565	541	521	503
確保方策	582	565	541	521	503

確保の内容

○妊婦やその配偶者の様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげられるよう事業を実施します。

V 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容

- ・就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	1年生	264	247	239	205	222	200	192	174	184	147
	2年生	209	230	233	234	212	229	205	198	177	190
	3年生	200	187	202	213	197	203	203	185	177	159
	4年生	112	128	132	151	124	143	139	136	127	118
	5年生	71	68	68	64	61	63	63	58	56	55
	6年生	34	36	45	33	45	39	38	42	37	35
	低学年	673	664	674	652	631	632	600	557	538	496
	高学年	217	232	245	248	230	245	240	236	220	208
合計		890	896	919	900	861	877	840	793	758	704
確保方策	登録児童数	857	866	867	865	846	877	840	793	758	704
	施設数 (箇所)	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17

現状と課題

- 見込人数を上回る実績となっています。ニーズの高まりから、学校の余裕教室の有効活用・施設の移転等により提供体制の確保に努めてきました。
- クラブを運営する支援員の人材不足により、一部のクラブにおいて待機児童が発生しており、人材の確保が課題となっております。
- 一部の児童クラブでは、施設の老朽化や児童数の増加により手狭となる事態も生じており、新たな施設整備も検討していきます。

確保の内容

- 今後の児童数の推移を考慮しつつ、ニーズに対応できる提供体制を確保するとともに施設環境改善に向け必要に応じて改修や施設整備を行っていきます。
- 支援員の人材不足を解消すべく、人材の掘起しや資格取得に向けた人事育成に努め、待機児童の解消を図っていきます。また支援員の研修の受講機会を増やし、質の向上にも努めます。

VI その他事業

(1) 新規・児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）

事業内容

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

実施方針

○本市においては、現在、当該事業を利用できる施設がありませんが、当面は子どもの生活・学習支援事業においてその機能を補い、計画期間内に体制の整備を行います。

(2) 新規・親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング事業）

事業内容

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

確保の内容

○講座を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者への支援を行い、保育ニーズに即した保育等の事業の拡大を図るほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

第6章 計画の推進

1 計画の推進

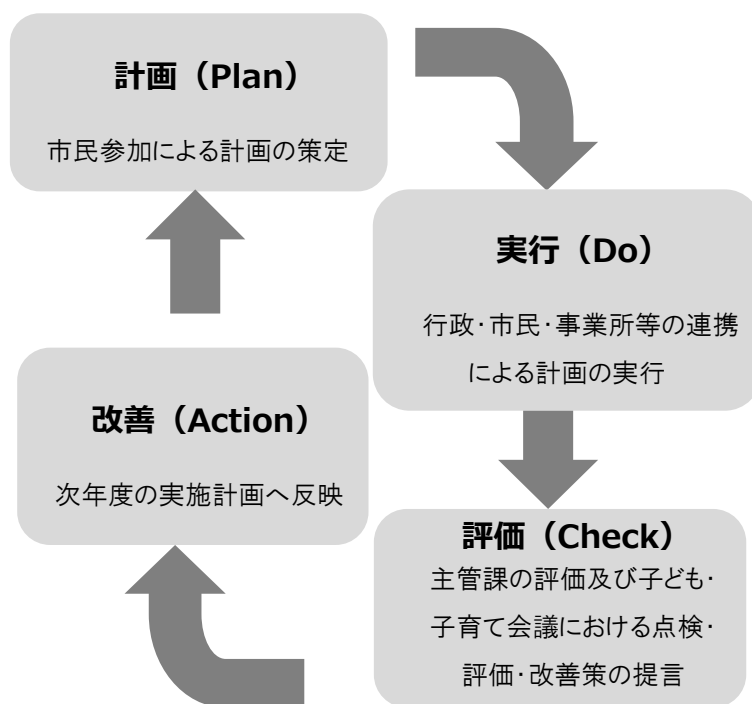
本計画は、こども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。

そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や県・国とのさらなる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理

計画を着実に推進するため、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、喜多方市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。



3 計画の見直し

本計画については、市民のニーズや社会情勢の変化や国や県の施策・事業の変更などを的確に捉えつつ、本市の子ども・子育て行政に影響する動きがあったときは、計画期間中であっても必要に応じて、子ども・子育て会議に諮り計画内容の見直しを行います。

資料編

1 喜多方市子ども・子育て会議条例

平成25年 9 月25日条例第24号

改正 平成27年 1 月29日条例第 1 号

令和 5 年 6 月16日条例第27号

喜多方市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、喜多方市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において単に「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された子ども・子育て会議の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開催される子ども・子育て会議の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年1月29日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月16日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 喜多方市子ども・子育て会議

選出区分	団体の名称等	氏 名
第1号保護者	第二こども園後援会	古川 一志
第1号保護者	喜多方市PTA連絡協議会	小林 茂行
第2号事業関係者	さくらっこ保育園	齋藤 美穂
第2号事業関係者	喜多方カトリック千草幼稚園	渡辺 和恵
第2号事業関係者	ドレミ保育園	猪俣 由美(職務代理者)
第2号事業関係者	きたかた子育てサポート・センター	星 朋子
第2号事業関係者	ボランティア団体「スマイル」	栢場 真弓
第3号学識経験者	喜多方市社会福祉協議会	渡部 孝一(会長)
第3号学識経験者	喜多方市民生児童委員連合会	舟城 敬子
第3号学識経験者	元小学校長	神田 優子
第4号公募委員		齋藤 真弓
第4号公募委員		小川 未明 令和6年11月から
第4号公募委員		岩田 朝美 令和6年11月から
第4号公募委員		山口 良子 令和6年11月から
第4号公募委員		夏井 洋子 令和6年11月まで
第4号公募委員		平林ひろ子 令和6年11月まで
第4号公募委員		松崎ふみ子 令和6年11月まで

※敬称略

3 策定までの経過

時期	内容
令和6年1月15日 ～ 1月29日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査
令和6年6月26日	第1回子ども・子育て会議 (1)計画策定方針・策定スケジュールの説明 (2)子どもの生活に関する実態調査、子ども・若者の生活意識調査票の検討
令和6年8月 5日 ～ 8月19日	子どもの生活に関する実態調査、子ども・若者の生活意識調査の実施
令和6年9月27日	第2回子ども・子育て会議 (1)子どもの生活に関する実態調査 (2)子ども・若者の生活意識調査の結果 (3)計画骨子案の検討
令和6年11月20日	第3回子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業の量の見込みの検討
令和6年12月26日	第4回子ども・子育て会議 (1)計画素案の検討、子ども・子育て支援事業の量の見込みの精査
令和7年1月24日	第5回子ども・子育て会議 (1)計画案の審議
令和7年2月21日 ～3月 7日	パブリックコメントの実施
令和7年3月	計画完成

4 アンケート等からの自由意見（抜粋）

項目	寄せられたこども・若者、保護者、関係団体からの意見
こどもの権利に関すること	・ ひとりの人間として人権を持っていることを大人が理解して自覚して、各機関との連携を通しながら、なおかつ地域の見守りの中で成長していくことが望ましいと思います。【関係団体】 ・ とにかくいじめ対策です。たまにある面談等でなかなか話せないこともありますし、カウンセリングを利用しても、言えないことってあると思うので、もっと子どもの声を大人に届けられるような活動があればいいと思います。【子ども・若者の意見】 ・ 自己肯定感が高まるような声掛け、指導が必要だと思う。【関係団体】 ・ 子どもの権利条約を小さいうちから教育し 一般の方々に定着させることが必要だと感じる。【関係団体】
働く場所や地域の活性化に関すること	・ 関東に人口も集中している。関東の大手などの委託など、喜多方でも負える仕事を呼んで、働くところを増やして、市もそれに応じて保障もしっかりとつけて、県外からの人口を呼び、活性化するようにしてほしい。【子ども・若者の意見】 ・ 東京などの大きな仕事場に行かなくても、ここで住みながら仕事があるような地域がいいと思う。【子ども・若者の意見】
子育て支援に関すること	・ 喜多方市でももっと医療機関が充実しているといいなと思います。産婦人科が無い。【就学前児童保護者】 ・ 保育士の数を増やし、なるべく親の希望する保育園に通えるよう支援をお願いしたい。【就学前児童保護者】 ・ 保育園等沢山あるが、HPなど充実させて欲しい。文章だけでは伝わりにくい。園内環境なども見たいと思う。【就学前児童保護者】 ・ 働く、働かないに関係なく平等に保育できる環境になってほしい。【就学前児童保護者】 ・ 普段は児童クラブを利用していないが、夏休み、冬休み、春休みだけでも利用したい。【小学生児童保護者】 ・ 発達障害等のある、支援が必要な子が、保育施設や小学校児童クラブと併用して通えるようになればと思います。【就学前児童保護者】
悩みや不安を抱える子どもに関すること	・ もっと子どもに寄りそった教育、(特に困っている子)をして欲しいと思います。学習支援や人間関係は1人1人にじっくり向き合うことが大切です。【小学生児童保護者】
子育てしやすい環境に関すること	・ 歩きやすい喜多方市だといい。交差点が渡りやすいといい。歩行者に優しい道路だといい。信号が見やすくわかりやすいといい。通園でスクールゾーンを歩いていくのですが、スピードを出していく車もいたりするので、狭い道路で危なく感じる時もあります。【こども・若者の意見】 ・ 少し住みやすいと感じます。が、全体に利便性が悪いです。具体的に上げるとバス等の公共交通機関の本数が圧倒的に少ないです。もう少し増やしてほしいです。またバス停などももっと設置してほしいです。【こども・若者の意見】 ・ 放課後子どもたちが気兼ねなく遊ぶ、集まる場所がない。週1でも、子ども教室などで安全に活動できる場があればいい。特に冬期は公園が使えない。運動不足解消のためにも、活動できる市の取り組みを必要としています。【小学生児童保護者】 ・ 子ども達や保護者と一緒に遊べる広場があるとよい。子ども達ももっと使えるスポーツ施設を充実させてほしい。【こども・若者の意見】【関係団体】 ・ 中小企業や個人経営での育休取得は人数、仕事内容的にも無理があると思うので、妊婦のころから欠員補助できる体制があれば、会社側も自分も育休取得に前向きになれると思う。育休取得がない会社を減らしたい。【未就学児童保護者】

喜多方市こども計画

発行・編集 喜多方市 保健福祉部 こども課

〒966-0814 福島県喜多方市御清水東7-2-4 番地2

TEL 0241-24-5229

FAX 0241-24-5286
